

内閣委員会議録第三十九号

昭和三十一年四月二十五日(水曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 山本 象吉君

理事 江崎 真澄君 理事 大平 正芳君

理事 高橋 等君 理事 保科善四郎君

理事 宮澤 胤勇君 理事 石橋 政嗣君

理事 受田 新吉君

大坪 保雄君 北 吟吉君

薄田 美朝君 高瀬 傳君

田村 元君 辻 政信君

床次 徳二君 福井 順一君

眞崎 勝次君 山本 正一君

栗山 博君 横井 太郎君

西久保重光君 飛鳥田一雄君

井手 以誠君 稻村 隆一君

片島 港君 西村 力弥君

細田 綱吉君

出席國務大臣

内閣総理大臣 鳩山 一郎君

外務大臣 重光 葵君

國務大臣 船田 中君

出席政府委員

内閣官房副長官 田中 榮一君

法制局長官 林 修三君

検事(法制局 第二部長) 野木 新一君

防衛庁次長 増原 恵吉君

委員外の出席者

専門員 安倍 三郎君

四月二十四日

未帰還公務員に対する恩給法改正の
請願(並木芳雄君紹介)(第二〇二九
号)
同(濱野清吾君紹介)(第二〇三〇
号)

同(眞鍋儀十君紹介)(第二〇三一
号)

金鶏殿章年金復活に関する請願(日
井莊一君紹介)(第二〇七五号)

薪炭手当制度化に関する請願(井出
一太郎君紹介)(第二〇八六号)

長野県下各市町村の地域給指定等に
関する請願(井出一太郎君紹介)(第
二〇八七号)

元満州国日本人官吏に恩給法適用に
関する請願(保科善四郎君紹介)(第
二一一四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
国防会議の構成等に関する法律案
(内閣提出第八七号)

○山本委員長 これより会議を開きま
す。

国防会議の構成等に関する法律案を
議題とし、質疑を続行いたします。通
告がありますので、順次これを許しま
す。

この際、質疑される各位にお願い申
し上げますが、本日の総理に対する質
問通告者は五人もありますし、また総
理は午後零時十五分より外国使臣とお
会いになる御予定もありますので、御
一人の質問時間は十分以内に結論づ
けられるよう、御協力をお願い申し上
げます。石橋君。

○石橋(政)委員 委員長長の御注意もご
さいましたし、あまり時間もないよう
でありますから、なるべく法案の実体
に触れながら、簡明に質問をいたした

いと思ひますので、総理の方の答弁も
一つ直截にお願いいたしたいと思ひま
す。

第一にお尋ねいたしたいと思ひます
ことは、国防会議を何のために作るか
という点であります。大体、法案を
制定するに当りましては、おのずから
法律の目的というものはあるはずであ
ります。本国防会議の構成等に関する
法律案につきましても、なぜに国防会
議を作るのかということがやはり十分
に説明されなくてはならないと思ひま
す。説明が、提案理由の説明の際にもご
さいませんでした。法案の中にも盛られ
ておられないわけでございします。閣僚だ
けでこの国防会議を構成するといふこ
と、結局一種のインナー・キャビネツ
ト的な形をとったというところ、これは
先回も私、指摘したのでございします
が、屋上屋を重ねるような二重手間に
なる見方もできるわけでございします。
ところがそういうふうな形であつても、
なお必要であるというからには、
われわれはもちろん、国民全般が十分
納得するだけの目的というものがなく
ちゃならないと思ひますのでありますが、
この点について一つ明確に御説明を
願つておきたい、このように考えま
す。

○鳩山國務大臣 防衛庁設置法にあり
ますごとく、内閣総理大臣の諮問に答
えて、国防の基本方針、防衛計画の大
綱、防衛出動の可否、国防に関する重
要事項に関して、広い視野から総合的

に審議をして、わが国の国防施策につ
いて万全を期しようとするものであり
ます。

○石橋(政)委員 国防会議設置の目的
は、それだけでございしますか。

○鳩山國務大臣 そうです。

○石橋(政)委員 昨年の二十二特別国
会におきましては、総理はもっと親切
にいろいろの目的を並べておられま
す。それを今度は、それだけだといふ
のはどういふわけでございましてよう
か。昨年はあなたは少数内閣であつ
た。だから国会に対しても親切な答弁
をしたが、今度は絶対多数で、その上
にあぐらをかいて、その程度のもので
ごまかそうというわけでございしま
す。私はもう少し親切にこまかく御答
弁を願ひたいと思ひます。

少くとも昨年あなたが本委員会にお
きまして説明された際には、もつ
とたくさん目的を並べておられま
す。第一に、六月の二十七日でござい
ましたが、「国防会議の設置の目的は、
昔のような軍閥が支配しないようにする
ため、政治力が支配的になるようなこ
とを目的としたものと考へておりま
す。」と政治優先の大原則を、明確に国
防会議設置の目的として述べておられ
ます。これは事実非常に大切なことな
ります。そのほかにも六月の十七日に
は、「どうして国防会議を開いて根
本の長期計画を立ててもらわなければ
なりませんから、国防会議法を作らな
ければならぬと考へた。」こゝいうふう
にも言つておられる。現在日本が当面
する重要な問題として、長期防衛計画

というものをあげておられる。これを
策定するために国防会議を一日も早
く作らなくちゃならないんだというこ
とを、第二にあなたは目的としてあげ
ておられる。それで第三に、今おつ
しやうたようなことを述べておられる
わけなんです。どうなんでしょう。か。
私は結局二十二国会において述べられ
た軍事を政治がいかにして押えてい
くか、ここにこそ国防会議設立の一番大
きな目的があると思ひますのでござい
ます。この点についてのお考えは變つて
おられないと思ひますが、いかがで
しょう。

○鳩山國務大臣 政治優先の原則がど
ういふ形で行われておるかというよう
な御質問をあなたがなさったと記憶し
ております。それでそれに対して、政
治優先の原則は、民主政治の原則とし
てあくまで堅持すべきものだといふこ
とを、国防会議によつてその目的を達
成したいと思ひますという返事をしたよ
うな記憶があります。

○石橋(政)委員 今の答弁でやや納得
するわけですが。最初にも申し上げまし
たように、一つ親切な答弁をしていた
だきたいと思ひます。国防会議を設け
る最大の理由は、今おっしゃつたよう
に政治がいかにして軍事を押えてい
くかという点にあると思ひます。この
ほかにも過度の権力集中を排除し
ていくということもこれと関連して
考へられなくてはならぬと考へま
す。極端な表現をこゝで用ひさせてい
ただきますならば、われわれは国防会
議の構成に関する法律を審議するに
當つて、この一点だけを念頭に置いて

検討を加えてもいいと言いつつ、いろいろの重大性を持つもの、私は思うわけであり。ところが果して本法案にこいつの大原則を、実際に生かしていくための考慮が十分に払われておるか、ということになります。非常に心配で、要應にたえないような気が私としてはするわけであり。結局軍事を政治がいかにして押えていくか。これを完成するために、一つは構成というところに重点を置いておかなければなりませんが、もう一つは事務局の組織というものに重点を置いておかなければならない。このようにわれわれは考えておるわけ。法案の名称も国防会議の構成等に関する法律案となっており、この構成が本法案の生命であります。決してだれをもつてしてもかまわないというようなものではない。私たちは事かように構成というものに重大関心を払っておる。国家百年の大計を誤りなからしめるために、この点に關しては慎重に慎重を重ねていくべきだと考えておるわけ。ごさいますが、どうもふに落ちない。それは何かといふと、昨年同じ鳩山内閣のものと提案された本法案の構成を見ますと、民間人が、五人以内という範囲に指定されておりますけれども、入っておった。それが同じ鳩山内閣が出された今回の法案からは取り除かれておるという点であります。一体これはいかなる理由によるのか、どうもわれわれは納得いかない。先ほどから申し上げておきますように、旧改進党、引き続いての旧民主党、この党といひましては、政治優先の大原則を生かすためには、そうしてまた総理に過度の権力が集中することを排除す

るためには、あるいはまた国防の基本方針とか防衛計画というものが、内閣がかかるたびにぐらぐらしないうようにするためには、どうしても民間人を加えておく必要があるという確固たる信念に基いて党議を決定されておった。その決定に基いてあなたも二十二国会では民間人を加える法案を出しておられた。それを今回になってあつさりといひまして、理由がどうして私たちがはわからない。もともと本法案にわれわれは賛成いたしかねるもののごさいますが、いざれ作られるものならば、政治優先の大原則を生かして今までのあやまちを再び繰り返さない国家百年の大計をはかるために、民間人を入れていった方がいいではないかと、いう気もするわけ。ごさいますが、このようにあつさりといひ民間人を除かれた理由がどうして納得いきませんか、再度明快な御答弁をお願いしたいと思います。

○鳩山内閣大臣 政治の軍事に対する優先は、あなたと同じように私も非常に重要なポイントだと思っております。民間人を入れませんでしたために決してこの大原則が破壊せられるとは思いません。民間人を入れない案が昨年の国会で通つたものでありますから、本年はその審議を尊重いたしまして扱いたのであります。

○石橋(政)委員 そういふ責任を回避するような答弁はごめんごむります。あなたは、二十二特別国会で衆議院の意思が民間人を除くことにきまつた、だから衆議院の意見を尊重するんだ、こいつうふうにおつしやつてゐる。船田さんも、先回の私の質問に対して同様の答弁をなさつてゐる。これは責任

回避ですよ。なぜかといひますと、当時は自由党は野党の立場にあつた。そこであなた方がどうしても国防会議法を成立させようと思へば、自由党の意見を無視することはできなかったでありましよう。だからやむを得ず同調するといふことも考えられます。しかし今は保守合同の結果旧自由党の人たちもあなたの統制下にある。あなたも民間人を加えることが正しい、国家のために誤まりない百年の大計を確立するためには絶対に必要不可欠の条件だと考えるならば、その説得をすることも可能な範圍にみなおられる。その努力をあなたはなさつてゐるのです。自分の考えが變つたといふのならまだしも、衆議院の意思が民間人を除くことに決定されたからそれを尊重するのだといふような言葉は、一見非常に民主的に見えて、実は責任回避だとはいわざるを得ない。その証拠を私はあげましよう。なぜかといへば、この構成と負けず劣らず重要な問題として、私先ほど事務局をあげましたが、この事務局の点については、しからばあなたは前二十二特別国会における議決を尊重されないのですか。事務局は明らかに拡充しているじゃありませんか。法文上におきましても異なつた表現が用いられております。二十二国会に出されたものは、国防会議事務局として、第十条に「内閣総理大臣官房に国防会議事務局を置き、国防会議の事務を処理せしむ」と書いてありましたが、今度の法案には、国防会議の事務として第八条に、「国防会議の事務は、総理府の国防会議事務局において処理する。」このように變つております。予算面におきましても人員配置につきま

しても、昨年は兼務の職員を合せて十名内外のほんのお茶くみ程度の仕事をさせるのだと杉原さんはおつしやつて、四十数万円の予算しか組んでおりませんでした。これは不満足ながら一応専任職員が十五名、そのほか兼職の者を合せてとてあえす三千名くらいで発足する。予算も一挙に、これもわれわれとしては十分とは考えられないけれども、昨年の比でない七百十九万二千円というものを組んでおられる。事務局の面においては昨年の衆議院の意思決定通り従わずに、民間人を除いた点だけ衆議院の意思に従つたのだといふやうな、そういう卑怯な御答弁はおやめになつていただきたい。考えが變つたら變つたと率直に認めていただきたい。

○鳩山内閣大臣 事務局の構成についても、衆議院の意思を尊重したつもりでございします。

○石橋(政)委員 私が今法の条文を読み上げあるいは人員、予算というやうなものを例示してあなたに言つても、なお尊重したといふやうな詭弁を弄される。おかしいじゃありませんか。それで、四月十一日の本委員会におきまして、船田長官は何と言つたか。私はそのまま読み上げます。「今回国防会議法案を出すにつきましては、去る二十二国会において提出いたしました案と違ひまして、この事務局を相当拡充いたしております」と胸を開いて言つてゐるじゃありませんか。あなたは今同じだと言つたが、船田長官は違つて言つてゐる。明らかに違つたといふ言葉を使つておる。この食い違ひは、それではどうなりますか。

○鳩山内閣大臣 私は衆議院の意思を尊重したという点が同じだ、事務局の構成についても衆議院の意思を尊重したと申したのであります。あなたのおつしやるやうな意味で言つたわけではございません。

○石橋(政)委員 もう少しごまかしなしに答弁をお願いいたします。構成ということと事務局というところが二つのささへになつてゐる。いいですか。この法案の二大支柱は、この構成をどうするかということ、事務局をどういう程度のものにするかということ、この二つです。これが二大支柱になつてゐる。この二つを除けば、この法案の意味はなくなる。そうしてまたこの二つがいかに軍事を政治が押えていくかという根本にもなるわけ。二十二特別国会においては、あなたの方では民間人を入れるという案を出した。そして事務局はお茶くみ程度のやうな小さいものにするという案を出された。それが当時野党にあられた自由党の諸君の強硬な意思によつて、民間人は除くといふやうに修正されたけれども、事務局をどうするといふやうなことは修正されておられません。それを、衆議院の意思決定だからといって民間人を除いておきなう、事務局は明らかに拡充しておるではありませんか。船田長官もはつきりと本委員会において、「二十二国会において提出いたしました案と違ひまして」と言つておる。だから、あなたが衆議院の意思を尊重したのだといふのは詭弁だといふのです。そういう責任ののれを言われべきじゃない。民間人を除いた方が正しいのだと言われるならば、こいつうふうに考えられるならば、一つ考えが

変ったなら変ったのだというふうな端的な御答弁を願いたい。

○鳩山国務大臣 事務局の組織につきましては、前国会の衆議院の賛成討論の際の趣旨を尊重したのであります。

「それは自由党も民主党も一致しておつた」と呼ぶ者あり」

○石橋(政)委員 それは形の上で一致しておらない。それは意見としてはあつたかもしれないが、それを直ちに院の意思というふうにあなたは勝手に御判断なさるわけに参らないと思う。少くとも衆議院の意見を尊重すると言われるならば、そのままそっくり持つてきてこそ筋が通る。それを片一方だけ取り入れておいて、片一方は変えておいて、そして衆議院の意思でござい

ますなどというのは、私は責任回避だと思ふ。民間人を入れたり、出した入たり出たりまた入ったりしたのと同じじやありませんか。全く信念を喪失しておるといふも過言でないと思ひます。これは、おわかりだと思ひますけれども、非常に大切な問題なんです。どうして軍事を抑えていくか。過去の日本のあやまちはこのから出発しておるといふことを鳩山総理は一番よく知っておるはずじやありませんか。党内で相当の反対意見があつたとしても、あなたが、民間人を入れていくことが、日本のために正しいのだ、過去のあやまちを再び繰り返さないようにするためには、絶対に不可欠の要件だと思ふようになったならば、あくまで説得の努力をすべきです。それが今度達成され得なかつたならば、達成される時期まで待つという方法もあるはずで、それをただ単に逃げ口上

のような表現を使われるのは、私はどうしても納得がいけない。だから、みんなの意見をその後よく聞いてみたら、やはり入れない方がいいというふうに考えが変つたというのなら、私は一応その意味において納得するけれども、責任を他に回避されるようなやり方では納得いかない。あなたの信念がないのだ。あなたのその弱性格が日本の国を誤らせる原因をここで作るかもしれないというのを憂うがゆゑに、再度お尋ねするわけでございすが、それだけの努力をなさいましたか。また今後その努力が実を結ぶまで待つというくらいのがまゑはないのございまいしょうか。その点をお尋ねいたします。

○鳩山国務大臣 民間人を除きました案が衆議院を通過したことは御承知の通りであります。それを尊重するのは当然だと私は思つておる。民間人を除くこととはいたしましたけれども、第六条によつて関係者として必要に応じて適当な民間人の出席を求めまして、その意見を聞くことにしましたから、運用上はその目的は達成することができると私は考えております。

○石橋(政)委員 関係国務大臣等の出席という項目は、何も今度の法案だけに於けるのじやありません。それは昨年の法案にもちゃんと出ております。それで間に合ふものなら、なぜ去年は民間人を入れましたか。あなたのおっしゃることはおかしいです。去年の速記録をもう一度読み起し下さい。あなたは民間人を入れるということについて相当強固な信念を吐露しておる。一、二速記録を読みますようか。「ただいまのところでは国

防会議を威力あらしめるのには民間人を入れておいた方がいいというふうに考えたのであります。こういふようにも述べておられる。また他の際には、一應達成可能な人を入れた方が会議がよく運営できるものと思つたのであります。」「というふうにも言つておられる。非常に強い信念に基いて民間人を入れておられた。それを除くからには、もつとわれわれを納得させるだけの心境の変化なり、これが正しいのだという理由の説明が吐露されてしかるべきです。院の決議を尊重されることもよいでしやうけれども、それが一番大切でありまいしょうけれども、先ほど申し上げたように、当時は自由党の諸君は野党だつた。あなたの統制の及ばぬところにおられた。しかし今は保守合同の結果統制の及ぶところにおられる。あなたが民間人を入れることが正しいと思はれるならば、十分に納得させる手近なところに皆さんおられる。その努力をなさつたか。私はこれを尋ねておるわけだ。

○鳩山国務大臣 私は現在のこのたび提出した法案を最善の法案と考えました。

○石橋(政)委員 それでは、今申し上げましたように、昨年の民間人を入れたというところが当時は信念であつたが、現在は民間人を入れないというところがあなたの信念だ、そういうように解釈して差しつかえございせんか。

○鳩山国務大臣 現在のこのたび提出した法案を最善のものと考えております。

○石橋(政)委員 私が尋ねておる形でそのまゝ答弁願ひたいと思ひます。去年は民間人を入れたのが最上のものだとあなたはつきり委員会において答弁なさつておる。今は民間人を除いたものが一番正しいというふうに述べておられる。これはもうはつきりだれが聞いてもわかりますように、明確に異なつております。結局あなたのお考えが、ここ一年間たない間に、民間人を入れた方がいいという信念が、入れない方がいいという信念にお變りになつた、その通りですか。

○鳩山国務大臣 衆議院の意思を尊重したのであります。

○石橋(政)委員 全くもう話にならないわけだ。こういう大切な問題について、あくまでもあいまいな答弁で一時を糊塗されようとしておる。少くとも衆議院の意思を尊重するならば、事務局の方も当時の程度にとどめておくべきじやありませんか。それをなさずして、そして構成の方だけ変えろといふのは、あまりに勝手過ぎます。事務局の問題について意見もあつたけれども、院の意思がどういふふうに決定されたか。そういうでたらめな答弁はやめていただきたい。しかしあなたをこれ以上追及いたしましても答弁なさらないというなら、時間がありませんからしやうがありません。

次に移りましよう。それは何かと申しますと、総理大臣の諮問機関である国防会議の議長は、あなた、総理大臣なです。これは一体どういふことか、まことにもつとわれわれ了解に苦しむ。そこを一つよくわかるように御説明願ひたいと思ふ。

○鳩山国務大臣 諮問機関である国防会議に内閣総理大臣が議長となるのは當を得ないとお話であります。議長として直接会議に列席をいたしました

て各議員の意見を聞くことは必要と考えております。諮問機関に総理大臣が議長をやるような先例は他にもござい

○石橋(政)委員 それじや私は具体的な例をあげて、一体どういふ場合にあまりにも不見識ではないか、そういうふうには考えますので、ちよつとお尋ねします。国防会議においてあなたが議長に着いて審議をされる。意見が一致しない。そこで多数決で物事を決めたといふ。そこがこれに關議に持つてきたら少数意見の方が通つたといふふうな場合に、あなたが議長をやつておられる国防会議では少数意見であつたが、今度あなたが議長をやつておられる閣議においてはそれが多数意見になつたといふふうな場合、あなたは矛盾をお感じになりませんか。鳩山さんの性格なら矛盾を感じない話もしれない。しかしこれはおかしい話です。もつとひどい例もあつた。それは何かと申す、国防会議において可否同数という場合があつて、議長があなたに裁決を下した、ところがその多数意見が閣議においてひっくり返つた、こういう場合もあり得ることになるわけですが、一体どういふことが認められていいものでしょうか。あまりにも不見識だと思ひますが、どうですか。

○鳩山国務大臣 今あなたがおっしゃいましたような場合は生じないとは言へません。国防会議は諮問機関でありまして、諮問した案が内閣において變更を受けるということはあり得ることです。

○石橋(政)委員 あなたもお認めになりました。確かにあるはずで、物事

が緊迫してくる。事件が重大であればあるほどみんなこの国防会議の構成議員として真剣に議論を戦わすわけですから、寸秒を争って結論を出さなければならぬというときに当然そういうことはなくちやならぬと思う。そういう場合に、総理であるあなたと議長としての総理の意見がどういうふうなあいまいな形であそばされることは、私は決して当を得たものではないと思う。だから心配しているわけなので、すくとも民間人でも入っておればまだ理屈が立ちますよ。しかし国防会議も閣僚だけの事です。その閣僚だけで構成された国防会議の意見と、そして閣議の意見とが食い違ってくる。しかも両方の議長を勤められるあなたが食い違ったものを認めざるを得ないという事になってくるというのじゃ、形式論としてはそういうことはあつてかまわないという事になるかも知れませんが、実際にこの大切な問題をまかせておる国民としては全くもつてたよりないという事になると思ふ。そういう総理に事をまかせておくことはできないというふうな感じをもし持つようなことになつたら、これは民主主義の危機でもあると私は思ふ。この点について、絶対にあなたは御懸念がないというふうにお考えになりますか。

○石橋(政)委員 それじゃ急迫した事に對して意見をしておいて意見がまとまらなければどうしますか。あなたははっきり多数決をとるとおっしゃつておるじゃありませんか。だから実際にははつきりあり得ると断定して差しつかえないと私は思ふのですが、いかがですか。

○鳩山国務大臣 国防会議としては、多数意見、少数意見両方出るわけですが、その多数をとるか、少数をとるか、を内閣において決定すべきものと考えます。

○石橋(政)委員 国防会議で意見がまとまらないときは多数意見と少数意見とをともに閣議に報告するというわけですか。

○鳩山国務大臣 そういうことは考えられる話だというわけですが。

○石橋(政)委員 明確に答弁して下さい。意見が国防会議においてまとまらないときには、どういうふうな形で閣議に報告されるのですか。

○鳩山国務大臣 諮問機関ですから、諮問機関としての多数の意見と少数の意見、両方の意見が内閣には報告せられるはずであります。

○山本委員長 石橋君に御注意を申し上げますが、予定の時間になりましたので結論にして下さい。そうでないと、あとの質疑者の時間がちよつと予定より短かくなつて、迷惑になりますから、重ねて御注意申し上げます。

○石橋(政)委員 今ちよつと約束の間ですから……諮問機関だからといって、この間の選挙制度調査会だつて諮問機関でしょう、あれは多数決でやつてゐるじゃありませんか。国防会議の場合には、意見が一致しない場合にはどうするのか。

○鳩山国務大臣 諮問機関としては多数意見の報告と少数意見の報告もすることがあるでしょうし、多数意見だけを報告する場合もあるでしょう。(議長の良識に基くものだと呼ぶ者あり)

○石橋(政)委員 あなた方は何もわからなからういふことを言つておられるのだ。私は昨年の速記録を調べてきてゐる。

鳩山さんは、昨年六月二十七日、本委員会において「この国防会議は議決機関ではございませんで、全く意見を聞きただす諮問機関でございますから、国防会議の意見というものは多数決でできるものと思ひます。」と言つておられます。今の答弁と違ふじやありませんか。「多数決でできるものと思ひます。」と、はつきり言つておられます。そうすると多数意見というものが国防会議から閣議に当然報告されるわけでありましょう。

○鳩山国務大臣 少数意見を出して、どうして悪いのです。

○石橋(政)委員 明快に答弁して下さい。私言つてゐるのです。

○鳩山国務大臣 私は多数意見を出す場合もあるし、少数意見もともに傾聴すべき場合においては閣議に報告するのが正しいと思ひます。

○石橋(政)委員 それじゃ去年は明確に多数決できめたとおっしゃつておられますが、この点はちよつと言ひ過ぎでございませうか。

○鳩山国務大臣 会議は多数決できめるのが当然なことです。諮問機関であるが、どんな機関であらうが、その会の意見というものは多数できめていくより仕方がないと思ひます。

○石橋(政)委員 それじゃ時間がありませぬから、残念ながらこの程度でやめなければならぬのですが、もう一言だけお聞きしておきたいと思ひます。私はさつきから一貫して心配しておることは、いかにして政治が軍事を抑えていくかというこの一点だけなんです。それが構成の点についても、事務局の点についても、今言つたような採決の問題についても、非常に心配されるから聞いているわけなんです。それと関連した一つの問題として、最近衆議院の決算委員会が制服の諸君に証人として来て説明をしてくれという要請があつた。そのときに防衛庁当局は、そういう先例を作つたら再び制服が政治に干渉してくる、国会とのつながりを持つことはそういう意味からも非常によろしくないという懸念で、これを拒否したいという意向を明らかにしておられますが、非常にこれは大切な問題だと思ひます。総理はこの問題についてどのような信念を持っておられるか、これも国を誤らしめることのないようにするために非常に大切な問題であると思ひますので、最後に一つお伺ひしておきます。

○鳩山国務大臣 政治が軍事に優先するということは大切なことです。しかし詳細のことは防衛庁長官から答弁をいたします。

○船田国務大臣 防衛庁の機構をごらんになればおわかりのように、内局の者が責任を持つて説明をしておるのでございませうから、従ひまして制服の者が直接国会に出席をして答弁に当らなければならぬということの必要はまずなからうと存じます。しかし私が先般決算委員会で申しましたのは、制服の者を絶対に出不せないと申したのはございませぬ。事実を究明するためにどうしても制服の者が出なければその事実の真相がわからない、こういう場合においては、最小限度において制服の者を出してもそれは差しつかへございませぬが、しかし政治優先という建前から申しますれば、内局において責任を持つて答弁をしておるのであります。従つて制服の者が委員会に出まして、そして答弁をしなければならぬという必要はまずないと存じますし、またそれは適当でなからう、こういうことを申したのであります。今後ともそれが国会運営の上において適当であると存じます。

○眞崎委員 石橋君の質問に関連いたしまして一言総理にお伺ひいたしたいと思ひます。戦争は政治目的を達するために戦ふのでありますから、統帥に政治が優先することは当然な話であります。政治が優先することは当然な話とありますが、一たび戦ひ出しますと、戦争に勝つために、また戦場につために、統帥に政治が従わなくてはならぬことも起つてくる。またそれよりも考えなくちやならぬことは、政治が優先することは当然であるが、軍事を戦争の具に供するよりなことがありますとさらに危険であることは、従来の歴史が示しておる通りでございませうが、この点について総理の御所見を伺ひたいと存じます。

○鳩山国務大臣 眞崎君の言われる通りに、政治が軍事に優先するというのは、戦争すべきか戦争すべきからざるかというふうな判断をする場合をとりえて言つておることでありまして、いかなる方法によつて戦争をするかというよりなことは軍事がすべきものだと私は考えます。

○眞崎委員 政争の具に供する点を一つ……。

○鳩山國務大臣 いかなる方法によつて戦争をするかというようなことが政争の具に供せられるようになったら、その国はもう滅びるより仕方がないと思ひます。

○山本委員長 飛鳥田君。

○飛鳥田委員 国防會議の目的について、今まで国防大綱の策定、あるいは軍需生産の計画、防衛出動の可否、こういうことを自主的に決定するのだ、こういう御説明がありまして、そのまゝ僕らはすなおに受け取っておつたつもりであります。ところが昨日のわが党の井手委員の質問に対して、總理及び飛鳥田長官の説明をしておられるところを拝聴いたしました。実はあざんたらざるを得なかつたわけですね。なかなかそこで強調せられませんでしたのは、日本が防衛六カ年計画を策定し、実現していく上には、米國からの武器の供与があるのは部品の貸与、無償譲渡、こういうようなことを十分に受けなければやれない、こういうことを再び飛鳥田さんは強調をせられました。防衛六カ年計画を国防會議で自主的に策定していかれるという口の裏から、アメリカさんから物をもらわなければ、アメリカさんから武器を渡してもらわなければ、この六カ年計画は実現できない、ということを言われるのは、一体自主的のとか、わが國独自のとか、こういう言葉はどこへ行つてしまふのでしようか、この点をまず伺ひたいと思ひます。

○船田國務大臣 わが國が長期防衛計画を立てるにつきましては、もちろんわが國力、國情に相應する最小限度の

自衛体制を整備するというところでございまして、これはどこまでも自主性を

持つてわが方において決定すべきことでございまして。しかしその防衛力をいかに実現するかというところにつきましては、アメリカ側の供与を受けるという

ことは、何も自主性を失ふことにはならないと存じます。從來も初度調子に属します兵器、艦船、飛行機等につきましては、アメリカからの供与を受け

ております。しかし何と申しまして、日本の防衛生産が十年の空白を持つておりましたので十分に整つておりません。そこでできるだけ防衛生産を

だんだん育成強化して参りまして、將來、これは何年先になるかわかりませんが、日本のほんとうの実力でもつて、独力で防衛のできるような体制に

持つていきたいということ、たとえば技術の導入あるいは資材原料等の導入、そういうようなことに力を尽して、漸次防衛生産を強化して参りまして、

そして完成兵器、あるいは飛行機、艦船等の供与はだんだん少くして参りたい、防衛生産力を育成して、ほんとうの日本の力によって國土を守ることができるよう自衛体制を整備することに努めるべきである、こういう方針で進んでおるわけでありまして。

○飛鳥田委員 どうも防衛庁長官はたくさんいろいろなことをおっしゃいます、しかし現実には日本の六カ年計画を作つていくのについて、アメリカの供与兵器を無視しては何事もできない状況である。このことはあなたも私も少しも異論のないところだと思ひます。新聞などで拝見をいたしますと、防衛庁は三十一年度自衛隊増強計画に關連して、米國からの供与兵器期待額の検討を行なつていたが、このほど三十一年度増強計画を遂行するため、陸海空軍合計で五百三十五億圓に上る航空機、戦車、艦艇の供与を受けるの方針を決定した、こういうふう

に報道されております。五百三十五億、これだけのものを供与を受けるのであります。本年度の防衛庁の予算は千二億でありまして、半分以上の金額に相当いたします。これだけのものをもらふことを計画の中に入れて六カ年計画を立てていくとするならば、もしこれがもらえなくなつた場合はどう

なりますか。自主的にということ、これは言葉だけでありまして、言葉はど

うおしいなうと、それはお二方の自由であります、しかしそれは個人の

場合でありまして、こうした政治の中核の場において無責任な言葉を

あそぶことは、私はあやまちだと思ひます。自主的に、こう言われる限りには、それだけの裏づけをもつてし

なければならぬはずであります。一体これだけの供与兵器を受けながら、なおかつ日本の防衛六カ年計画とい

うものが自主的にやつていけますか。この点はつきりした御答弁を總理から承りたいと思ひます。

○鳩山國務大臣 日本の国防を日本が自主的にやつていくことを理想とする

ことは当然なことでありまして、日本の独力をもつて日本の国防の目的を達成することができないのは事実なんです。それで安保条約を結んで、アメリカと協力をして日本の防衛をして

おるわけなんです。その過程において、そういう事実が生じて、これはやむを得ざることで私は考へます。

○飛鳥田委員 日本の国防會議というものは、現在の段階においては、自主的に日本の防衛計画を策定していくことはできない、現在の段階としてはアメリカにいろいろな問題を関連をつけた

れどもやむを得ないと今おっしゃつたのであります、もしそうだとするならば、今後どのような形でアメリカからの自主性回復という方向をとつて

いかれるのか、その点について明確な御答弁をいただきたいと思ひます。現実に供与兵器の問題その他を参りますと、ますますその従属的な關係が深

まつていくというのが実情であります。ジェット飛行機についても、何に

ついて、向うの特許権を締結せられて、向うの特許権を拝借する、ある

いは無償で使わしてもらつて、かえつて向うの企画の中にどんどん落ち込んで

いくというのが実情であります。あなたのおっしゃる通りに、これから自主性を回復していくという方向への足取りは少しも見られていない。具体的に

はどういう方法で、どういう形でやうと考へておられるのか。

○鳩山國務大臣 私は、現在において、日本の国防計画というものに自主性が失われておると思ひません。武器の供与を一部受けるといふことによつて、日本の国防の自主性がなくなつたとは思ひません。

○飛鳥田委員 けつこうです。今あなたは日本の兵器の一部をアメリカから供与を受けると言われましたが、一部

というのは何パーセントですか。今の自衛隊の中で日本が直接に作つた品物がどのくらい使われていますか。(人間だけだ)と云ふ者あり人間だけじゃ

し、艦船につきまして、あるいは通信機材等につきましては、漸次これが国産化されて参ります。またジェット・エンジンの飛行機につきまして、すでにT33A及びF86Fの戦闘、実用機につきまして、その生産が、最初はまだ組み立てだけでございましたが、漸次わが国産をもつて部品を充てるといふようなことにいたしました。国産化の度合いを高めて参ることに努力をいたして、またその期待は十分持てることと信じておるわけでありま

す。

○飛鳥田委員 兵隊以外、人間以外はつきりとこれは日本のものでございませうとあなたの言われたものは一つもないではありませんか。今現に飛行機も、ジェットF86Fも国産化と言っておりますが、ほんとうの国産化ですか。そういう言葉のまやかしをなさるから話が横道にそれていってしまうのであります。これは生産協定をあなた方がお作りになったのですから、私があえて繰り返して説明をする必要もありませんが、なるほど日本で組み立てます。そうして、その部分品についてはあるいは今後日本で作るでしょう。だが、しかし、これはアメリカの特許をそのまま使わしてもらい、しかもその生産の過程においてアメリカの監督を受けているではありませんか。これを

はつきりとあなたが国産化と言つて国民に報告できるものであるかどうか。少くとも軍隊というものは、その武器を他の外国から何らの制肘を受けずして持ち、これの供給をすることが出来る段階に立ち至ったときに初めて自主性を持つと言ひ得るのであります。こうした状況を目の前に置いて、

こゝういふ現実の上に立つて国防会議だけをいたすに作らしてみたいところだ、その国防会議は、終局においてはアメリカに従属をしようとする国防会議だといふを得ないものであります。こゝういふ点については私は第一の疑問を持っております。しかし、この問題についてあまり水かけ論をしておりませんが、日本が自衛隊は大戦争の場合に當つて、たつた日本だけの戦闘行為能力を持つておりますか。

○船田国務大臣 この問題も、たびたび御答弁申し上げておる通りに、もし日本の区域に侵略が起つた、攻撃が加えられたという場合におきましては、行政協定の二十四条によりまして、日本政府とアメリカ政府との間においていかなる共同措置を講ずるかといふことにつきまして協議をすることになつております。その場合におきまして、もちろんわが自衛隊をいたしましては、憲法及び国内法の法規に従つて最善の防衛体制を整えて実力を行使する——自衛の実力を行使する、こゝういふことになつております。

○飛鳥田委員 結局日本の自衛隊は独自の作戦能力を持つていない。米軍と共同作戦をするときにだけその効用を発揮できるというところは、今あなたの認めになった通りです。その場合に、なおかつ防衛出動の可否あるいは国防会議は独自の判断能力を持つておりますか。私はこの点をあなたの方に伺ひたいと思ひます。

○船田国務大臣 もちろんわが国は独立国でありまして、わが国の防衛につきましては自主性を持つておるわけ

あります。自主性を持つておるといふこと、全く日本の独力で日本の国土を守るというこの觀念は私は違ひと思ひます。自主性を持つておればこそアメリカの協力を受けるのであります。アメリカの隷属ではないのであります。もしこちらが自主性を持つておらぬといふことでありますれば、全部アメリカの指図通りになるわけでありませんが、日米安保条約及び行政協定によりまして御承知の通り、日本が独立国であり、日本が自主性を持つておるといふことを前提といたしまして、あつたやうな条約及び協定ができておるの

でございませう。日本は決して自主性を失つておりません。

○飛鳥田委員 自主性を持つておるといふのは他からの援助あるいは向う側の制肘をはねのけてもおかつやつていける場合を自主性を持つておると言ふのであります。氣持だけいかに意氣壯なりといへども、心持だけでは自主性を持つておるということにはなりません。やはり日本の現在の段階において武器の供与の程度——程度というよりは日本の自衛隊はほとんどアメリカの武器によつてまかなわれておるといふことも過言ではない程度、しかも大戦争に對してその持つておる武器が単独行為能力を持つていないという、単にこゝういふ点も考へてみまうならば、これはアメリカの付属軍としての価値しかないといふのは世界の客觀的な評價であります。その中でいかに自主性をとらうとしてみたところでそれは言葉だけ壮なりといふことでありまして、こゝういふ場合に国防会議が米軍なりその他の国からの圧力なしに、それこそ思つた通りのことをやつていく自信が

あるかどうか、議長に一つはつきりお答えをいただきたいと思ひます。ただ言葉だけいたしますというのではだめですよ。

○鳩山国務大臣 日本は独立国であり、そのから日本の国防会議がアメリカの意見に左右せられるといふことは断じてございませう。

○飛鳥田委員 あなたとお話をしておるといふしりやをやりたくなくてしまつたのであります。アメリカによつて左右されることはないといふことを言

いながら、實際あなたの政府は現実にP2Vという飛行機をもらへるつもりでいたら、もらへないので仕方がないから国産化の計画を立て直したといふ事実があるのではありません。アメリカによつて左右されているじゃありませんか。私は別に言葉のあけ足をとらうとは思つておりませんが、しかし現実にはこゝういふ事実がどしどし進行しているにもかかわらず、あなたがこゝで単に幼い希望だけを繰り返して述べておられるといふことは、日本の政治は前進したしません。この点について、あなたの方が私よりもはるかにお年寄り

でありますから、こんなことを申し上げることは無礼かもしれませんが、やはり国民の一人としてはつきりあなたに申し上げておかないわけには参りません。どうぞ事実の上に即した現実の答弁をなさつていただきますように繰り返してお願ひをいたしておきます。

そこで、それでは武器の上からいってもあるいは作戦の段階の上からいってもなかなか自主性を持ちにくい、しかもアメリカとのいろいろな關係を持たざるを得ないこの国防会議につ

て、総理にお伺ひをしておきたいと思ひます。これは、日本に今ありますところの米軍の軍事顧問団、この軍事顧問団と国防会議とはどのような接觸を持つていく覚悟であるか、これをお聞かせいただきたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 別に關係はないと思ひます。

○飛鳥田委員 それでは事のついでに、重光さんが前回アメリカにいらつしたときにダレスさんと話をしまして、軍事混合委員会というよりなものを作つて、日米相互の防衛計画について語り合ひ、こゝういふことを約束してこられたのであります。その後一向政府はこれについて発言をせられませんでした。総理は重光さんがダレスさんと話し合つて参りましたこの軍事混合委員会というものをお作りになる意思があるのかないのか。そしてもし作られるとするならば国防会議とどのような関連性を持たせるつもりなのか、これを伺ひたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 私は外務大臣からさういふような話を聞いたことございせん。

○飛鳥田委員 軍事混合委員会を作るというよりなことに重光さんから全然話を聞いたことはいない、こゝう御答弁ですが、それでは今後アメリカと日本との間には、先ほど来船田さんその他の方々が御説明になつておるやうに、非常に深い——私たちの言葉をもつて言わしむるならば從屬的な關係が存在しておりますから、この点についてアメリカと日本との間に防衛計画あるいは防衛産業の育成計画について、何か定期的に連絡をなさるやうな機關を設置なさる意思があるかどうか。

○船田國務大臣……。

○飛鳥田委員 これは總理に一つ……。

○鳩山國務大臣 私は知らないから……。

○船田國務大臣 この点につきましては、今具體的にどういふ委員會を作るというふうなことはございませぬが、日本の区域の防衛といふことにつきましては、日米安保条約、行政協定によりまして、日本とアメリカとが共同して防衛をいたしておるわけでございますから、日本の防衛につきましては随時アメリカ側とも話し合いをいたします。また防衛生産のことにつきましては、アメリカ側としてもあつて、日本の方では強い希望を持っておりますので、それに協力をしてもらふことで話を進めておりました、現に現在外務委員會にかかつておられます技術協定というふうなものもございまして、なるべくアメリカの技術を導入いたしまして、日本の過去十年の防衛生産上の空白を埋めてこれを育成するようにして、できるだけ早い機会に日本の力によって日本の防衛生産ができるようにして参りたい、かように努力をいたしております。またアメリカ側もこれに協力をしてくれておる次第でございます。

○飛鳥田委員 私の伺ひしておりますのは、恒常的なそういう機關を設ける意思があるかないかというのを伺つたのであります。これを、私は知らないから、こつともしやるのは少しおかしくないですか。少くとも知る知らぬの問題ではないはずで、日本とアメリカとの間に防衛ないしは防衛生産に關して連絡をしていくところの、恒常的な機關を設ける意思があるかどうかという

かということをお聞きしたのであります。それを私は知らないからという御答弁はちよつとおかしい。これは總理からはつきりしていただきましょう。

○鳩山國務大臣 知らないという意味は、ただいまはそういう考えは持つていないという意味でもつて申したのであります。

○飛鳥田委員 どうもあなたとお話をしていると、また始まりますが、知らないからといふことはそういう意思はないといふことだといふ新しい日本語のヴォキャブラリーができ上りました。

そこで今度は國會議の構成員の問題について伺ひたいのであります。なぜ通産大臣が入つていないのか御説明をいただきたいと思ひます。

○鳩山國務大臣 關係のある議題につきましては、第六條の規定によりまして、通産大臣等の出席を求めて意見を開陳してもらうことができます。實際の運営によつて十分にその意見を尊重することもできると考えております。

なお經濟産業問題については、經濟企画庁長官がメンバーの中に入つておりますから、一応これによつて代表ができるかと考えているわけでありまして。

○飛鳥田委員 必要があれば出てもらふからそれでいいだろう、こつともしやる見なら、議長一人あればたくさんじゃないですか。必要があれば船田さんにも出ていただいたらいでしようし、必要があれば大蔵大臣にも出ていただいたらいでしよう。(平素から責任を持たしておくんだよと呼ぶ者あり)平素から責任を持たしておくと、いふ必要があるならば、通産大臣といふもの

は六カ年計画の運営について、実に重要なものを持つてゐるはずで、江崎君の答へに僕はまたからむのはおかしいのですが、とにかく通産大臣を入れないで防衛六カ年計画というものがはつきりできるという理由が少しおかしい。軍事と産業といふものは並行をしていくべきものではないでございまして、軍事の形だけをとつていふ防衛産業の方をおろそかにするやうな形は、どう考えてもこれはびつこだと思ひます。こつともしやるべきことだと思ひます。かつたかといふことについては、たゞの御説明は、國民を納得させません。もう少しあなたの深慮遠謀のあるところをお聞かせいただきたい。

○鳩山國務大臣 産業關係の大臣は通産大臣以外にたくさんありまして、經濟企画庁長官はメンバーになつておるのであります。それで十分だと考えてました。

○飛鳥田委員 それでは時間もありませんから、最後に一つ伺つておきたいと思ひますが、世界の情勢はいろいろ變つて参ります。次第に平和の方向に向きつて参ることは、先般總理もここで認めになつたはずだと思ひますが、そこにもまた一つの新しい事実が出て参りました、と申しますのは、ソビエトにおいて第二十回大会が行われまして、ここでフルシチョフあるいはミコヤン氏の演説が行われたのであります。これは世界の各國に対して相當なる反響を及ぼしつとあると考へております。このことについていまだに日本政府の正式な見解が表明せられておりません。この際總理にフルシチョフ及びミコヤン氏の演説に対する御所見を詳しく述べていただきたい。そうす

ることによつて、日本國民に対して總理が何を考へてゐるかを明らかにしていただきたいと思ひます。

○鳩山國務大臣 私はソ連は今第三次世界大戰をやる意思はない方に傾きつとあると思つております。イギリスにブルガーニンやフルシチョフが行きまして非常な歓迎を受けております。自由主義諸國においてもあつて戦争をする意思はないと思ひます。戦争といふことは、いつでも戦争しようと思つてしかけてくることではないのです。戦争はばかばかしいといふことを知りながら、突然に戦争といふことが始まるものですから、戦争はないといふことにきめてしまつて、日本の自衛問題を放擲するわけにいきまいと考へております。

○飛鳥田委員 そつといたしますと、フルシチョフ及びミコヤン氏の演説をお読みになつて、世界は第三次世界大戰からますます遠ざかりつとある、戦争はなくなる方向に一步を進めたと思ひ考へになつた、こつともしやるのがあなたの御感想なわけですか。

○鳩山國務大臣 そつといたします。

○飛鳥田委員 けつこつです。

○山本委員長 次に西村君。

○西村(力)委員 昭和二十七年に吉田總理の手によつて日米安全保障條約が結ばれたわけですが、この日米安全保障條約あるいはそれに伴う行政協定なるものが、真実日本の安全を守つてきたおつたかどうか、總理はこの点に關してはどう考へてございませうか。

日本が安全であるといふことがその具體の例だと私は考へます。

○西村(力)委員 確かに日本の安全が守られた、こつともしやるに御判断なさるとすれば、安全が脅かされるというやうな實際の具體的例はどのやうなことがあつたか、これを一つお聞かせ願ひたい。

○鳩山國務大臣 私が何べんも申しました通りに、私は仮想敵國といふものを考へたくなのです。仮想敵國といふものは考へませんけれども、自衛のできない、防衛力を持たない國はよく侵略を受けておるのでありますから、そつともしやるべきことだと思ひます。

○西村(力)委員 私はそのことを聞いてゐるのじゃなくて、安保條約による米軍の駐留によつて日本の安全が守られたといふならば、あのときは確かにこつともしやるがこつと守られたといふ具體的な例がないか、こつともしやるをお聞かしてゐるのです。安保條約には無責任な軍國主義といふものが存在する、その無責任な軍國主義の手による直接あるいは間接の侵略に対して日本を守るんだ、こつともしやる考へ方に立つて結ばれておる。だからあの安保條約が有効であつたといふことは、結局無責任な軍國主義の存在を肯定することになる。その軍國主義が日本に侵略の脅威を与えたといふことがあつた、そつともしやるのを排除したといふ事例をどこに認められておるか、こつともしやることについてお尋ねしてゐるので

○鳩山國務大臣 現に侵略の憂いがなかつたといふことが事實だと思ひます。

○西村(力)委員 侵略の憂いは全然なかつたということになれば、安保条約は何も日本の安全に寄与する実質的な効果はなかつた、こういうことに相なるのではございませんでしょうか。

○鳩山国務大臣 未然に防止する効果はあつたと認めざるを得ません。

○西村(力)委員 未然に防止し得たというならば、明らかに形は出てこないけれども、やはりそういう動きはあつたはずだということになるわけですが、それは結局あの安保条約の前文に書いてある無責任な軍国主義ということになるのですか。それを対象としてやはり未然に防止し得た、こういう工合に考えざるを得ないと思うのですが、それはいかがでございますか。

○鳩山国務大臣 私は戦争がばかばかしいものだということに世界の人が全部信念を持つようになるのは、まだ遠いことだと思ふんです。それですから、防備をしておかなくてはならないという結論になるわけです。その防備力がなければ——やはり戦争が起きるかもしれないわけですから、安保条約によつて未然に防止されたといつて差しつかえないと考へます。

○西村(力)委員 未然に防止されたことを考へるならば、どこかがやろうとしたことを未然に防止した、こういう工合になるのではないですか。そこところろはやはりはっきりしてゐるわけにはならぬ。それでなければ、今日日本全国に基地がたぐさある。また近く政府では、アメリカのお小言をいたしたい、五大飛行場を強権をもつて拡張しよう、こういうことをやろうとしている。それに対して、地元民はもちろんだこと、平和を守り生活を守ろうとす

る日本国民が、政府は日本の政府であるかどうかという点に對して疑義を持つて、非常な強い反響を起してゐるのです。だから安保条約があり、行政協定があり、日本の安全が侵され、場合を未然に防ぎ得たということ、そのことは確かにかくかくのときさうであつた、あるいはかくかくのときさうである軍国主義がやろうとするのを抑えたのだということも明確にしていかなければ、国民は納得しないのではないかと、こう思われるのであります。その点はいかがでございますか。

○鳩山国務大臣 世界のいづれの独立国も、みな兵器を持ち、自衛力を持つてゐるのです。やはり兵力を持つてゐることによつて、未然に侵略を防止するものだと思ひます。その必要があればこそ、世界中で軍備を持つてゐない国はないのだと思ひます。日本も同じように独立国となつた以上は、やはり防衛力を持たなくてはならないと思ひます。自力でできない場合においては、アメリカとの共同防衛をする、これもやむを得ないことだと思ひます。

○西村(力)委員 ダレスのせとぎわ作戦といふものが発表されて、國際的にもあるいは米國內においても、非常な反響を起した非難を受けてゐるわけですが、あのダレスのせとぎわ政策といふものが肯定される、こういうことになると思へば、日本に駐留する米軍も、やはりそういう立場であるのだ、こういう工合に考えざるを得ないわけでありませう。あの朝鮮の李承晩が北朝鮮や中国の捕虜を釈放した場合とか、台湾海峡の問題が發展して原子爆弾を搭載したものが出動した場合、あるいは

仏印におけるフランス軍が徹底的に絶望になつた場合の米軍の出動、そういうようなダレスのせとぎわ政策が成功したといふことが、やはり日本の安全を未然に防止し得た、アメリカの日本に駐留することを含めた極東政策の勝利であつた、そのおかげであつた、そういう工合にやはり総理は考へられておるか。いかがでございますか。

○鳩山国務大臣 私は、とにかく独立国がある程度の防衛力を持つてゐることは必要だと考へております。

○西村(力)委員 いや、私の質問はそれではなくて、日本に駐留するも、アメリカの利益のために彼らは駐留してゐる。日本に恩恵を与えるために、日本がかわいいと思つて駐留してゐるのだといふふうには私は考へない。それはアメリカの軍事顧問が参りまして、武器を供してその使途を監視する、すべてアメリカの利益のためにやつておるわけでありませう。だからそういうアメリカの利益が、極東政策として一連のものである。その中に日本の駐留も入つてゐるはずだ。それがせとぎわ作戦でもつてアメリカの威力を保持し、また極東に対する戦争回避の实效をおさめた、ダレスはこう言つてゐる。だからあなたが言ふのは、結局安保条約、行政協定によつて日本に駐留することによつて、日本の安全は未然に守り得た、こういうふうに考へたとすれば、そこにダレスの言ふせとぎわ政策そのものが、ああいう動きが全部日本の安全を守つたのだ、こういう工合に考へられておられるかどうか、こういうことを私は質問しておるのであります。

○鳩山国務大臣 せとぎわ政策というのが正しいかどうかはわかりませんが、けれども、現在世界戦争のないといふのは、やはり力のバランスだと思ひます。力のバランスがなかつたならば、やはり第三次世界大戦といふものは起り得ると思ひます。

○西村(力)委員 私の質問の焦点にどうも合わないようですが、たまたま力のバランスという言葉を使つてしまつたが、日本の自衛力増強をどうしてもやられるという意思、これは独立国として自衛力を持つてゐる誇りのためにやるのだ、そして力のバランスをもつて日本の平和と安全を守るのだ、こう言われまますが、そのバランスといふものは相手がある。力の均衡であるとするならば、対象である力があるはずで、それはどこに求められるか。

○鳩山国務大臣 仮想敵国は持つておるまいが、やはり自由主義とか共產主義といふものが、互いに争つておるの事實なんですから、その間に戦争の起らないように各国が協力するといふことは必要だと思ひます。

○西村(力)委員 仮想敵国という名称で持たないにしても、力のバランスを唱へる限り、対象としての力をどこかにやはり考へておられなければ、これははかりはつきり合わない。仮想敵国でなくとも、バランスの対象、こういう軍事力をあなたは想定されておるでせう。想定されておられますか、おられませんか。

○鳩山国務大臣 私は日本が自衛力を持つてゐることは世界の平和を持ち來たすゆゑに思ふだけでありまして、えんになつてゐるだけでありまして、どの国と戦ふといふために準備をしておるわけではありませう。戦わないうために兵力を持ちたいと思ふのです。

○西村(力)委員 戦わないうために兵力を持つてゐるのだ、そのためにバランスをとるのだといつたら、これはバランスといふものは、お星様のやうなもので、四方八方、前後左右から牽制があつて、大空が安定してゐるものでしょうけれども、現実の世界の情勢、人間社会では、そういう安定といふことはちよつとあなたの方の考へでは出てこないのじゃないか。やはり力のバランスといへば、対象となる軍事力といふものを考へて、このバランスを築き上げていく、これが平和を守る道であるから、われわれは国防會議を持ち、自衛力を増強していくのだ、こういう工合にならなければ、私たちはとても納得できないのじゃないか。

○鳩山国務大臣 仮想敵国を持ちまして、どの国との間に戦争が始まるというやうなことは考へておりませんが、とにかく一国として一国の防衛力を持つてゐることが集まつて、世界の平和を持ち來たすことになると思ひます。

○西村(力)委員 どうもなかなか意識的に御答弁のやうでございますが、しかし自衛力の増強が米軍の撤退と相關する關係にある、それは総理はお認めでございますか。

○鳩山国務大臣 日本が急迫不正の侵略に對して防衛し得るやうな自衛力を持ちましたならば、アメリカ軍は撤退の一つの条件がでると思ひます。昨日外務大臣が言つておりました通り、それに國際情勢といふものも考へなければ、撤退の条件が具備しないといふやうな話をしておりましたが、それも理屈だと考へます。

○西村(力)委員 だから総理はとにかく日本の自衛力増強が米軍撤退と相關関係にあるという事は認められた。すなわち米軍という米国の極東における意思というものは、日本の自衛力増強によって代替されるのだという事ははっきりお認めになった。だから日本の自衛力の増強というものは、どこかの軍事力を対象としてバランスをとろうとするのであるか、この点明白になつてくるではございませんか。とにかく米軍としては力の誇示による平和という事をまだ唱えておる。その最先端が日本の基地となつて現われ、米軍駐留となつて現われている。それを撤退するといふことは、結局日本の自衛力増強がアメリカのそのような意思の代替となつていくのだといふことをアメリカ自体が承認することによつて撤退していく。だから日本の自衛力の増強、軍事力の対象というものはおのずから限局されてくるではないか、こういうことが考えられる。この点はいかがですか。

○鳩山國務大臣 アメリカの利益のために日本の兵備を整えるという意思は持つておりません。日本は日本を守るだけの力を——これは集団保障でなければ今日ではなかなかむずかしいことでありまして、急迫不正の侵略に對して一時的防衛力を持ちたい、それによつて日本は防衛できる。世界大戦を避けたといふのがすべての国の人々が持つておる意思だと思ひますから、暫時の間でも日本を防衛して、そつちで集團保障によつて完全な防衛を考へるという考へ方を持つよりしかたがないと私は思つております。

○西村(力)委員 安保条約にも個別的なあるいは集團的な自衛力の増強といふことを期待されておるわけですが、集團保障といつてSEATOにはどうも加入しない、きのうあたりも答弁なさつておるが、それ以外の機構も私たちは予想しておる。それはアジアの東北關係の集團保障の機構を予想しておるのですが、その点に關しては総理はどういう見解を持つていらつしやるか。

○鳩山國務大臣 ただいまさういふ考へは持つておりません。

○西村(力)委員 それでは次にお尋ねしますが、自衛力の増強を相當の國費を使つて、あるいは日本の憲法を改正してまでも本格的に整備していこうといふ考へでありまして、やはりどうしてその努力を國民に承認させるには、日本の自衛力増強によつて日本の安全が確實に守り得るのだという確証、それから眞の日本の獨立の姿が完成される、すなわちこの不名誉な米軍の駐留を確實に解消し得られるのだといふ保證を國民に總理大臣としては出すべきだ。私は總理に言ひたいのは、九千万の國民があつて、これが一つの一定路線に向つて全エネルギーを結集せられるような政治を總理はやるべきだと私は思ふのです。今の国内事情では、總理の今の御答弁では、國民が全エネルギーを國の方針に向つて結集するといふようなことは絶対に出てこない。だからかりに今自衛力増強を國民が承認するといふことに持つていくためには、少くとも不名誉な米軍の駐留を解消し得られる、そのためにこうやるのだという確証を一つ示してもら

わなければならぬ。私は總理にこの席でさういふ確実な答弁を願ひたい。

○鳩山國務大臣 獨立國として自衛力を持つといふことは私は當然だと思ふのです。わが國としては國情に見合ひまして自衛力の整備をはかることを基本方針として申し述べましたが、このことは國民においても了解してくれられるものと思つております。

○西村(力)委員 それはとうていだめじゃないかと思ふのです。自衛力を持つといつても、先ほど飛鳥田委員その他から指摘されましたように、國防會といふものがはつきり存在しているといふようなこと、あるいはシリヤに武器輸出をしよとすると、アメリカの方からそれに対するワグがはめられてくる。すべてさういふ工合に日本の現状がなつていく過程において、日本が自衛力を増強して、これで獨立國の自衛力であるといふ得るんだといふことはだれも承認はしないのです。だからそのことがほんとうに血税を使つてやる現政府の方針として正しいのだといふことを証明するには、どうしてこのことによつて日本の獨立のほんとうの第一歩である米軍の駐留排除といふことをし得られるんだといふ証明を出してもらわなければ、國民がどうしても納得しないであらうと思ふ。納得させないで、そして権力でもつて、あるいは多數の力でもつて押し切つたつて、九千万のエネルギーはあなたに結集しませんよ。私はそれを憂へるので、中国は、それはもう政治形態は違ふでしよ、あるいは文化水準、生活水準が低いでしよ。しかしあそこの

五億の國民といふのは、今大きく全エネルギーを結集している。總理たるものは、さういふ大きい氣持で國民の勢力を結集する。それだけの何といふか、大きな、しかも斷固たる立場を持つてもらわなければならぬと思ふのです。アイスランドはあんなにつげけな國であるけれども、原水爆の実験下の現在において、議會全体において米軍基地の撤退を決議している。さういふような状況を見ましても、もう少しい日本政府ははつきりした態度でもつて現在の政策を國民に納得させる方法をとらなければならぬではないか、まことにその場その場の言ひのがれ的な御答弁にすぎないやうに私は思つてならないのです。どうか一つはつきり總理の確証、確言を願ひたい、さう思ふのです。

○鳩山國務大臣 世界の平和をこいねがつてゐることは、世界の國民ひとしく同じだと私は思ふのです。世界の平和を維持していくには、各國がそれ相應の自衛力を持つといふことが要件になつてくると私は思ふのです。それで日本も最小限度の自衛力を持つてゐるわけでありまして、すなわち平和を実現するのには自衛力が必要なんだと考へてゐるのです。

○西村(力)委員 どうしてもこれは言えないだらうと思ふのです。この間も戦術空軍司令官のウェーランドとかいふ人が日本に來たのですが、あのとき、状況をみると、やはり日本には少くとも十五年は駐留しなければならぬといふことを彼は言つてゐるのだから、やはり日本の自衛力の増強といふものは米軍撤退のその目的を達する手段であるといふことは、總理としては言えないといふことになるだらうと思ふのですが、これではとうてい國防會議法案を作つて、本格的な軍備をやろつとすることに對する國民の了解といふのは立たないのではないか、われわれもとうていこれはできない。しかも總理の頭の中を去來するのは、米ソの對立だけ、さういふことになるのではないか。私たちが今日日本國民として目を向けなければならぬのは、アジアの各國ではないか。アジアの各國は、去年バンドン會議を開いて平和と、獨立と、經濟の發展、これを望んで、大きく世界に自分たちの意思を表明した。經濟發展にはもちろんその基礎となる植民地的な性格を払拭するのだ、さういふ状況、植民地的な性格を払拭しつつ經濟力の充實をはかつていくのだ、その基礎としてやはり平和を求めなければならぬ、さういふ考へ方に立つておるそのときに、アジアの各國は決して自衛力の増強が平和に寄するのだといふやうなことはだれ一人言わぬ。アジアの植民地的な性格の一切を払拭することが平和への道だと言つてゐる。さういふアジアの各國に對する目というものを、さういふと大きく總理は開かなければならぬ。米國から、次から次に來るのだ、さういふ言ひのかからぬ人が來るが、それは常にソ連の武力侵略の脅威のみことさらに強調しておる。總理はそれだけに目を奪われて、米ソの對立だけに自分の関心を集中してゐるのじゃないかと思ふのです。アジアの各國に一体どうやつて總理は日本の國を理解せよとするのか、フィリピン賠償を今度やろつとするやうですが、フィリピンの賠償

だって、賠償金を予算に組もうとする
と、自民党の諸君の火事どろ的なふん
どりによって予算は削られる、こうい
うような状況になっておるでしょう。

そういう線から、アジアに対して一体
どういう考え方をもち、そうして今後
問題をどう持っていくとするのか。

国防の基本といふものはそういう立場
にはつきり立っていないけれども、き
ずだ。米ソの対立にだけ関心のすべ
てを置いて、そうしてアメリカの先端
の基地にある日本が、日本の人力とい
うものをそれに供与することによって、

世界の力のバランスをとるのだとい
うことを名目とするような国策であつて
は、日本のほんとうの発展はとうてい不
可能じゃないかと私は思うのです。そ
ういふ考え方がしつかりしなければ、

国防会議の基本方針なんというのは日本
をとんでもない危機に陥れるものだ
と私は思うのですが、この点についての
総理のお考えを伺いたい。

○鳩山国務大臣 東南アジア諸国と
は、賠償問題を解決しつつ経済の關係
を密にしていまして、相互に国民生
活の向上をはかっていると思つて
おります。それによつて東南アジア諸
国とは平和と共栄の目的を達成でき
ると思つております。

○西村(力)委員 そういふ賠償に誠意
を示すといふのはわれわれも大賛成で
すが、それとともに日本の現在の行き
方の基本を、国防会議で考へてい
るような工合に力のバランスをとるのだ
というふうな立場だけに定めておつたん
じゃ、東南アジア各国は日本の立場を
すなおに受け入れないだらう、こう思
うのです。高橋経審長官は去年パンド
ン会議に行かれたが、日本の立場は残

念ながらお客様扱いであつた、しかし
ながらパンドン会議に集まつた色の黒
い、黄色い人間の独立への叫びある
は平和への叫びや雰囲気、高橋経審
も同調せざるを得なかつたといつて平
和憲法にまで言及しておる。そういう
世界の新しい状態に對して、私たち
賠償といふ金銭的なものを越えたい新
い考え方を考へなければならぬ。日
本はかつてアジアの一番先進国だと
か、アジアを解放するといつて侵略し
たことは事実だ。これに對して、金銭
的な賠償以外に新しい行き方をとつて
いくことが賠償の本質であると思は
れる。そういう立場を総理はどう考へ
られるか。

○鳩山国務大臣 東南アジア諸国は日
本を恨んでおるという形はございま
せん。日本が賠償問題を解決してい
れば、最も日本を信頼して協力をし
てくれる諸国だと思つております。

○西村(力)委員 日本を恨んでい
ないとなつては言われますが、そんな
ことでは東南アジアとの友好、日本
における地位といふものは確立でき
ない。根柢とは思わなければならぬ
といふ。それはどこでもそうです。
そういう言葉を恨んでないなんてそ
んなに簡単に受け取るのはおかしい。
これ以上総理にこの点に關する質問
を行つてもしょうがないが、そうい
う場で政治をやられるとすれば、日
本はますますアメリカの尖兵として
おだてられるでしょうが、われわれ
は決してアジアの平和への望みと
独立への戦いに一緒に行くことは
できないと考へる。私は総理のお言
葉は、とても総理として託するに
足りないまことに危険を感じたとい
う結論を出さざるを得ない

のであります。残念ながらこれはや
むを得ないことでありますので、以上
申し上げまして私の質問を終ります。
○山本委員 長 薄田君。

○薄田委員 私は総理に質問申し上げ
たいと思つております。自衛隊は最近非常
にすくすくと成長しているように思
います。私は警察予備隊、保安隊の
当時からいろいろの状況を見て、こ
ろは大へんいい状態であると思つて
おりますが、しかしながらまだまだ民間
の人が自衛隊にどうも親しまない。
例をいへば、演習の場合なんかにも
いろいろ文句を言つて妨害をするとい
う状況でありまして、どうかして自
衛隊と一般大衆とを親しませたい、こ
う思ふのであります。一般に自衛隊に
對してそういうふうな態度をとつてお
りますから、自衛隊の隊員も何となく
いくじがなくなつて、自分たちがほん
とくに防衛しておるというふうな考
えが少くないのであります。そういう
うな状況下におきまして、私は再々
経験したのであります。たとえば小
学校における運動場なんかの整備の
間に、自衛隊のブルドーザーが出て
数日の間に運動場を整備するとい
うような状況、あるいは水害とか大
火の場合などに自衛隊がいち早く
出動いたしまして、いづいぶん貢
献しておる。そういうことにおき
ましては非常に自衛隊と一般大衆
との間に親しくなつて非常にいい
状況であります。そういうことから考
へまして、私は前にも防衛庁長官に
そんな質問をしたのであります。自
衛隊は現在膨大な施設部隊といふ
ものを持っております。この施設部
隊が今は自衛隊の演習やいろいろの
行事に差しつかえない程度におい

て援するのであります。この施設部隊
といふものを大幅に、道路の建設
とかあるいは農地の改良とかい
う方面に、今のような消極的な程
度でなしに、国全体に大幅にやつ
て行くといふことによりましてこの
關係が非常にうまく参る。同時に
道路の建設関係や大きな施設の進
捗にも貢献する。この問題はただ
防衛庁長官だけの考へではなかつ
たか、それはたしかにたしかに思
ひます。この際政府が一つの大き
な方針を立てて、そうして自衛隊
の施設部隊が従来よりも大幅に
いろいろ問題にある程度の精力を
集中していくといふふうなことに
いたしました。自衛隊と一般大衆
との間の融和の点も非常によくな
つて参ります。一方におきまして
國の建設に貢献するといふふうな
ことで、一石三鳥といふ考へが、
非常に効果があると思ふ。こうい
う問題は一つ総理にしっかりと考
えていただいて、総理からそうい
うな方策を各省の方に徹底させ
ていただくことが、非常に大事で
はないかと思ふ。総理大臣の御意
見並びに御決意を一応お聞きした
いと思つております。

○鳩山国務大臣 ただいまの薄田君
のお話は非常にいいことだと思
います。自衛隊は災害の際の派遣
のみならず、北海道の岩内にも、
能代にも派遣いたしました。派遣
のみならず土木工事等につきま
しても、部外からの要請があつた
場合はできる限りこれに應ずるこ
としております。あなたのおつし
やるような方針でやつておると
船田長官もたゞいま申し上げてお
ります。今後その方針でやつてい
きたいと思つております。

○薄田委員 今の総理のお話を承
わつて非常に安心いたしました。ど
うも総理はもう少し自衛隊だけ
じゃなかつたか、もう少し参らぬ
点がある。政府全体としてそうい
うふうな空気に持つていていただ
きたいと思ふ。

第二には本委員会でも、アメリカ
からあるいは船とか航空機とか
武器なんかの貸手を受けるとか
譲手を受けるとかいうふうなこ
とについていろいろ質問がござ
います。そのものは大体アメ
リカの古いものでございまして、
今の戦争、今の防衛力には十分
に効果を發揚しないといふふう
な質問が再々あつたのであります。
私はそれは當然じゃないかと思
ふのであります。私にはそれは
艦船とか航空機とかいふふうな
ものは最新式のものでござい
まして、外部に漏洩し得るもの
が多いのであります。それから
貸手を受けた場合に受け入れ
体制が十分か、こう思ふと、私
は十分じゃないと思ふ。という
のは、いふうなものに對する
昔の軍機保護法とか、要するに
いふうなものに對する法規が
十分でない。公務員につ
きましてはそれぞれ公務員
の規定によつていろいろの
制約があるのであります。が、
一般に對しては、いふうな
ことに対する取締り法規が
ない、いふうな状況では
いかにこちらがいろいろ向
うに相談しても、向うとし

ておられます。御趣旨の
ように平常時にあつても
自衛隊を広く国土建設
のために役立たせる
ことも必要と思ふので
あります。さらによく
検討いたしたいと思
つております。

ては最新式のものをごちらに譲与するとか貸与するとかいうことは非常に困難じゃないかと思う。私はこういう際にもことに大事でありますので、ことに今スパイ活動というものが非常に大幅に行われておるのであります。政府といたしましてはこういうふうな問題について何らかの法規を制定して、そういうふうな軍機といふものが、そういうふうなものを防衛する、防ぐといふふうなことにいつての法規的な措置を考へる必要がないかどうか、そういうふうなことにつきまして総理の御意見を承りたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 現在は日米相互防衛援助協定等によりまして、米國から供与されておる兵器等で秘密のあるものは、秘密保護法によつて秘密の保護の措置を講じておるのであります。この法律によつて十分やつていけると考へております。御趣旨の点はさらによく検討させたいと思つております。

○山本委員長 関連質問だそうですから、一問だけお許しいたします。受田君。

○受田委員 今の薄田さんの秘密保持に関連してお尋ねいたしますが、この国防會議構成法案の第五条にあるところの、私昨日お尋ねしたことに關係して議員が秘密を破つた場合、処罰する規定がない、罰則がない。ことに、あなたが心配して民間人を入れたかつた理由は、秘密が漏洩するからだとなつたわけではしほしは聞いておるのです。民間人がこれに入つたために秘密が漏洩するといふが、第六條のその他の關係者を會議に出席させることについて、船田さんから石橋君に対して民間人を含むといふ答弁があつた。そういう

民間人が入つたために秘密が漏洩する場合の責任はどうなつておるのか。罰則規定もないし、またそれらに對する何らの措置がされてないようなこの法文をどう処理するかを御答弁願ひたい。

○船田国務大臣 本問題につきましては、會議に出席された方の良識に訴へるという以外に道がございません。

○受田委員 はなはだ不手ぎわなものであつて、秘密漏洩を心配して民間人を入れないという理由にもこれはならぬと思ふのであります。もう一つ、続いて、防衛出動の決定をする順序は、まず国防會議に諮問される。それから内閣総理大臣が閣議に諮りまして、その順序、國會が開かれておるときなら國會に諮るということになるのです。國會が開かれておらないとき、直ちに総理大臣が特權をもつて出動命令を出すということであつて、早急に臨時國會を召集するといふ手続をとつて、國會の意思を尊重する手続をとるかどうか、総理に御答弁願ひたい。

○鳩山国務大臣 今あなたのおっしゃる通りに、國會はできるだけ召集して、國會の承認を得たいと思つております。

○受田委員 國會の承認を得るために、國會閉會中は直ちに國會の召集手続をとるといふ今の総理の御答弁で、國會の意思を尊重して、國會の承認を得てなるべく出動したいという意味をあなたはお考へていふに了解してよろしうございませう。——しからは國會に承認を事後に得る場合、たとえば一度出兵した、國會では承認されなかつた、直ちにこれを引き揚げるといふ

うときに、行政協定二十四條によつて、あちらさんとの關係で縛られた場合に、こちらの部隊だけ引き揚げるものが共同作戦でできますか。

○鳩山国務大臣 私はそういう場合を想像してちよつと答弁しかねます。

○受田委員 想像して答弁しかねるといふことではあります。もう一つ、自衛隊法の七十六條には、武力攻撃のおそれある場合といふのが一つ入つておる。七十七條には防衛出動待機命令を出すというところ書いてある。こういうおそれある場合とか七十七條の待機命令というものの、當然この国防會議で審議の対象になると思ふのであります。が、防衛待機命令の場合の方は入るからぬか、これもあなたの今度作られる国防會議ではどうですか。

○船田国務大臣 ただいまのような場合は入りません。

○受田委員 あなたは防衛出動を命ぜられる特權を握つておられるのです。今度の法律により、また今までできた法律により、あなたは非常に大きな權利を握つておられるのであります。が、あなたの命令一下日本軍の全部もしくは一部が出動した。そういう全部の出動と一部の出動の二つの場合があるわけではあります。その出動した場合に、今あなたはそのことは答弁の限りでないと言われた。アメリカ軍との共同作戦の場合以外に、あなたの単独命令でこの七十六條の出動をなし得る場合がありますかどうか。

○鳩山国務大臣 それはあり得るでしょう。仮定の質問に對しての答へは非常にむずかしいのですけれども、そういう場合はあり得ると思ひます。

○受田委員 七十六條により総理は總理の權限をもつてアメリカに何ら了解を得ることなく、行政協定二十四條の規定によることなく、單獨に外部の武力攻撃に對してあなたの命令一下、国防會議の承認を得て、出兵をし得ると今御答弁になつたわけでありませう。外部からの武力攻撃に對する出兵の場合には、行政協定二十四條の束縛を受けないのですか。

○船田国務大臣 そういう場合は行政協定二十四條によりまして、日本政府とアメリカ政府との間において、いかなる共同措置をとるかといふことにつきまして協議をすることになるわけでありませう。

○山本委員長 受田君、どうぞその辺でおしまひにして下さい。

○受田委員 これで終ります。総理大臣、あなたは近ごろ非常にお元氣で、にこやかにしておられるから、きょうあなたは少々おしゃべりになつたが、この法案の審査にはもう御出席にならぬでしょう。ならぬから今の一つ疑義があるところをお確かめ申し上げておきたいのですが、今船田さんは行政協定二十四條の束縛を受けるのだと仰せられておる、あなたは自衛隊法七十六條において、あちらさんの何らの干渉を受けることなく、あなた一人の命令で外部の武力攻撃に對して防衛出動をなし得る、外部の武力攻撃に對して、あなた一人の命令で日本の自衛隊を出動せしめ得ることを、あなたは明言されたのであります。が、この点船田さんとの見解に相違がありますが、いかがですか。

○鳩山国務大臣 防衛出動は日本だけでやれると思ひます。

○受田委員 船田さんでもいいですか。

○船田国務大臣 ただいま総理大臣の御答弁になつた通りでございます。防衛出動は総理大臣が命令し得ることになるわけですね。

○受田委員 あなたは外部からの武力攻撃といふ場合には、日本の領域に外敵の侵略があつた場合においては行政協定二十四條の束縛を受けませんか。受けないといふことはつきりしてゐれば私は安心だと思ふのです。

○船田国務大臣 そういう場合におきましては行政協定二十四條によりまして、日本政府とアメリカ政府との間において、いかなる共同措置をとるかといふことについて協議をすることになります。そうして日本の自衛隊はただいま総理大臣が御答弁になりましたように、日本の憲法と国内法規に従つて出動もされあるいは有効なる防衛手段を講ずる、こういうことになると思ひます。

○山本委員長 暫時休憩いたします。午後二時より再開いたします。午後零時三十三分休憩

午後二時四十二分再開
○山本委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。
質疑を続行いたします。西ヶ久保君。

○西ヶ久保委員 きょうはおもに外務大臣に質問する予定でありましたが見えませんので、まだたくさん長官に御質問することがありますので、その中の一、二点を外務大臣が見えるまでお尋ねいたします。

防衛庁は試案ではありますけれども、長期防衛計画を御発表になつて

て、この委員会でもたびたび問題になりましたが、それと関連して私が長官にお聞きしたいことは、長官は防衛庁に担当になられましてあと、私ちよつと雑誌の名前忘れましたが、長官自身の私案というよりなものを御発表になつておるようであります。いわゆる三・三・三の比率と申しますが、陸軍三十万、海軍三十万トン、空軍三千機、こういった発表を月刊雑誌にしておられますが、防衛庁の長期計画等は

○船田國務大臣　今御質問の点は、これは月刊雜誌に發表したもので何でもございませうが、おそろくどこかの通信社に行つて話をしたときに、諸般の情勢を見、かつ日本独力で日本を守るといふことにつきましては、かなり前から日本においても各方面で研究されておりました、經濟団体連合会とかあるいは日經連とか商工會議所、あるいはその他の防衛に関心を持つておる人たちの研究もございます。そういうものものを大体見て参りますと、今お話のように、陸上三十万、あるいは海上艦艇三十万トン、飛行機三千機と

いくらくらいのところが常識になっておるようだ、こういう話をしたような記憶を持っておられます。私がそれを確信を持ってこれならば日本の防衛はできるとか、あるいはそれを達成したいとかという趣旨において述べたというよりも、むしろ大体方々の研究を総合するとそこらところが目標になるものじゃないだろうか、こういう意味において申したように記憶いたしておる次第でございます。

○諾ケ久保委員 長官の防衛担当責任者としての確信の持てる数字ではない、一応一般的な、いわゆる第三者的ないろんなところで話し合われ発表されておる数字である、こういうふうに聞きました。それが一応常識的には日本の防衛力の一応確信を持てる点であろうということですが、そういたしますと、現在防衛庁で試算としてお出しになっておるものとは大体倍程度のものでしょうか、こういうものが長官の確信でないとしても、一応世

うなことを、これはあまり防衛庁長官として絶対的な責任という意味においては答弁できないと思いますから、これは私も遠慮申し上げまして、軽い意味でこのくらのところならば大体責任を負えるのではないかといったようなことが長官自身言えるかどうか、一つ軽い気持ちでけっこうですが、この点お聞きしたいと思っております。

○船田国務大臣　これは先ほど申し上げましたように、経団連とかその他の経済団体あるいは防衛に非常な関心を持つておる方々の研究を見ました場合に、そこらが大体一応の目標になるものではないだろうかというようにことで申したのでございまして、それで果して日本の防衛が独力でできるか、あるいはそれを私として達成する考えを持つておるかというよりなことの御質問でございまして、私はそれについては、それならよからう、そういうことを達成したいということをお願い申し上げます。

○若ヶ久保委員　私もこの点についての長官の御答弁は無理にお聞きしようとは思いません。軽い意味でもしおつしゃればと思つたのですが、それは無理ないことです。そういったしますれば、私どもが考えますと、これは御承知のように、申し上げるまでもなく自衛隊の増強、再軍備の線は絶対反対でありますから、一兵たりとも必要とは考えませんけれども、現に政府は自衛隊を増強され、参議院も通過しまして着々三十一年度の増強計画が進行するわけであります。そこでたびたびいろんな形で質問がなされたのであります。が、まだ残念ながら防衛庁の立場から、いろいろな経済的關係もございま

しようし、いろいろな対外的な問題もございましょうけれども、あるいはまた国防会議ができてからそれに諮ってということもありましょうけれども、

それはそれとして、防衛庁当局として日本防衛の責任を一応日本自身において担当する。憲法調査会の点等につきましても、自民党の諸君や政府御当局は常に独立した日本ということを俾俎調なさるのでありますが、また私どもにもそれに対していろいろな論議がありますけれども、自民党あるいは政府の立場で、一応独立した日本とおっしゃる以上、また防衛の責任がどうしても必要だとおっしゃるならば、あくまでも独立日本にふさわしい日本独自の防衛体制を持つことがそういう建前から正しいと思うのであります。そういういたしますと、やはりここらあたりで日本は最小限、しかもこれならば一応確信が持てるという防衛力の限界というものをお示しになる必要がある。防衛六カ年計画を出したとおっしゃるけれど

ンをお示し願うことが大へん好ましい
と思うのです。これは一つ御遠慮なさ
らずに、はつきり構想を御明示願いた
いと思うのですがいかがでしょうか。

○船田国務大臣　防衛計画の目標及び限界をなるべく早い機会に国民の前にはっきりさせるということは、私もその必要はあると存じます。さればこそ長期防衛計画というものを立てまして、それを政府の確定した案として国民の前にはっきり示すことのできるよううにしたい、こういうつもりで努力しておるわけであります。そこでその目標はしばしば問題になっております。すいわける昭和三十五年度に達成すべき最終目標、これが一応今日立てます目標であり、また同時にそれ以上非常な大きなものを考えておるのでないという一つの限界にもなることと存じます。もちろん政府案としてこれを確立するまでには、国防会議にもかかけまして、十分あらゆる方面から検討を加えて、慎重に考慮いたしました上で立て

て参らなければなりません、しかしそれができますれば、一応これでもつて昭和三十五年に達成する限界といふものはつきりするわけでありまして、むやみやたらに国力に不相応の防衛力を持つものでないということも、国民にそれによって理解していただくことと存するのであります。

○ 諸ヶ久保委員　きのうの鳩山総理の御答弁を聞いておりましたが、国民の総所得の二・二％をこえざる防衛力といふことをおっしゃっていましたし、いわゆる経済的な面から一つの防衛力の限界をおきめになることも、国民感情に訴える上から私はわかるのであります。しかし防衛力がある程度持たな

ければ独立国としての体面が保てぬとか、あるいはまた急迫不正の侵害が起つた場合に、これを何とか処置するための用心のために持つ程度のものであるならば、私はそり急いでやることもないと思う。先般船田長官に私がソ連や中共というものをアメリカは当面の仮想敵国としている、日本の場合にはどうか聞いたのに対して、日本の場合にはそり思わぬということであります。そうなりますと、私もが考えますと、どうしても日本が今急いで戦力を持たなければならぬという現実性はないように思いますけれども、政府ではそれを強行されようとしている。やはりこりいった防衛力をお持ちになる以上は、もちろん経済力の問題もありましようし、国民感情もありましようけれども、こりいった事態が起る可能性があるから、これに对应してはどうしても防衛力を持たなければならぬという一つの根拠によつて防衛力を増強なさるのでありますから、国民に安心感を与える、これだけの兵力を持つならばどんな侵害があつても日本を安全に守り得るという確信のあるものがなければならぬと私は思ふのです。私も立場は違ひますけれども、やる以上はちゃんとやつていけるという確信の上に立つてやつてもらわなければいかぬと思ふのですが、今までお聞きしたところではそりしたものが無い。その裏には日米安保条約、日米行政協定によるアメリカの援助というものを大きく期待されているようでありまして、この点に対しては外務大臣に別個少しくお尋ねいたしたいと思ひます。それであるならば、日本人がだれしも要望しておる日米安保条約の廃棄ない

しは駐留軍の完全撤退ということとは、ほとんど永久的にできないという現実が迫るわけでありまして、片方では駐留軍を撤退させ、あるいはアメリカとそりした立場で縁を切つて、日本が独立国にふさわしい防衛力を持ち、どこから見ても日本は完全な世界の独立国であるという一つの体制を整え、またそりいった具体的なものを作るということを行い、自衛隊を増強されておるながら、片方においてはアメリカの海軍、空軍等が、ほとんど永久的に日本を占領状態に置くということとは、私は日本の大きな悲劇であると思ひます。ところが今の状態で参りますと、私も非常に憂える点が現実に見えつゝある面があるのであります。そこでこれ以上長官にお尋ねしてもおそらく的確な御答弁もないと思ひるのでございますが、責任を持つて防衛の任にお當りになる防衛庁長官としては、国民に対してはつきりと責任のとれる防衛力の限界点と、これに対する確信のある計画を發表して、国民に信をお聞いになることが必要であると思ひのであります。これが誕生した暁にはぜひそりいったことをお立てになることが望ましい。これは一つの要望として申し上げておきます。

きのう防衛計画のいろいろな費用の点が論議されましたが、私ちよつと中座しましたので、もしだれかの質問がございましたら、それに対する答弁がございましたらこれにけつこうであります。現在防衛庁で用意されている長期計画が三十五年度に一つの第一次目標を終るわけですが、それが終るまでのいわける三十二、三十三、三十四、三十五と四カ年間に對する経費の総額といふものは、今物価の変動等ございまいしうけれども、現在の経済情勢から推して、三十五年度、いわける一応試算が完成するまでの計画の経費の総額がわかつておたら一つお示し願ひたい、こり思ひのであります。

○船田国務大臣 ただいま薮久保委員の御質問の点は、実は昨日井手委員からも詳細な御質問がございまして、そのときにも總理及び私からもお答申し上げておたのでございまして、三十五年度に防衛庁試算の最終目標を達成するときに、どれだけ防衛庁費になるかといふことは、これはそのときにもお答申し上げましたが、たとえば艦船あるいは飛行機等につきましまして、その種類、数量等がまだ具体的にきまつておりません。それから初年度調介入に属します兵器類、艦船、飛行機、その他の装備品につきまして、相当多くのものをアメリカ軍の供手待つことになつておりますので、それらの点を十分検討いたしませんと、はつきりした数字ができておりません。遺憾ながら現在におきましては、三十二年度から今お示しのような三十五年度に至る年次計画及び最終達成目標の内容について、具体的にまだ数字がきまつておりませんので、従つて総額においてどれだけかかるか、また年次計画において三十二年度、三十三年度の経費がどれだけになるかといふことは、今のところまだ申し上げ段階に達しておらない、これから十分検討して参りたいと思ひます。

外務大臣には、防衛計画と日米安保条約並びに行政協定の点について、私は第二十二国会においてもいろいろお尋ねしたのであります。第二十二国会から今国会に至りますまでに、国際情勢の変化もありましようし、さらに日本の自衛体制の強化も着々政府の御予定になつておるように入進しておりますが、当時防衛計画の遂行と日米安保条約の内容であるアメリカ駐留軍の撤退等についていろいろ御質問したのであります。その様相もだんだんはつきりして参りましたし、特に船田長官のたびたびの御答弁によりまして、昭和三十五年度長期計画が一応完了した際には、アメリカ駐留軍の撤退する基礎ができていふような御答弁もあつたのであります。私もはたびたび指摘しますように、日米安保条約といふものに対しては、もちろん反対ではございませんけれども、厳としてあります以上は、こり一日も早く撤廃されることを希望してあります。撤廃されないまでも、やはり国際情勢の変化と日本の自衛体制の強化が相進行する過程において、いわけるあの日米安保条約を締結された時代とは非常な差異がございまして、私は一応この辺で日米安保条約並びに行政協定、特に軍事基地等の非常に重大な関連のある行政協定等に到達しているのではないかと、このように思ひのであります。外務大臣はその点いかうにお考えでございまいしうか、お伺ひいたします。

○薮久保委員 防衛庁長官への質問は、またあとで与えられた時間がありましたらいいたしますが、外務大臣にお尋ねいたします。

○重光国務大臣 私はこの問題については、ずいぶんたびたび、この委員会ではなかつたかもしれませんが、私の意見を申し上げました。元来安保条約、行政協定なんといふものは、私は日本として十分に独立を完成し國の力ができるならば、これは改訂しなければならぬ問題であると思ひます。またそりいう頭をもつて進めたいといふのでございます。しかしながらこりはいふ準備ができなければやるべきことじやございせん。国防の全体から言つてみても、これは慎重に考えなければならぬ。そこで目下はその準備を急いでおる時期でありますから、今日直ちに改訂の時期が来てる、こり私が判断して申し上げるわけには参りかねるのでございまして。

○薮久保委員 外務大臣として、現在まだ日米安保条約ないし行政協定は改訂の時期でないとおっしゃる。それは国力の充実、それにはおそらく防衛力の充実もあると思ひのであります。が、そりしますと、たびたびお尋ねするように、また今も私は船田長官にお尋ねしたのであります。日本が独立國として体裁を整え、また防衛の責任も負うといふのは一体どこでそれをきめていくかといふことをお尋ねすると、なかなか確信のある御答弁を得られない。今外務大臣に日米安保条約並びに行政協定の改訂についての御意見を伺うと、国力が充実しなければならぬとおっしゃる。ではその行政協定あるいは安保条約の内容を変えるだけの基礎的な、あなたのおっしゃる国力といふものは一体どこにあるのか。ただ国力々々とおっしゃつても、やはり具体的な一つの基礎がなければ、どこまで行つてもまだできない、まだできないでは国民は困るのであります。ある一定のめどがなければならぬ。そのめ

いうようなことが基礎になる、そういうことが問題になるということは私には了解いたしません。むろん国家間のことでございます。国家間のことでございますから、今の国際関係においては利害関係が骨子となることは当然のことでございます。

○若ケ久保委員　私のお聞きしておるのは、いわゆるアメリカと日本の立場、さらにまた防衛問題となるソ連との問題——はつきり申し上げて、私どもはもちろん自民党の諸君の考えるようにソ連一辺倒でもなければ、ソ連と何ら関係もございません。ただアメリカに對するいわゆる自民党あるいは鳩山内

国の立場に対しては批判を持っており
 ます。ソ連にも批判を持っておる。私
 がお聞きしたいのは、日本がかつて日
 満議定書を作りました。満州事変から
 満州国を作つて日満議定書というもの
 を作りました。これは外務大臣よく御
 承知だと思ふ。この日満議定書という
 ものを作りました。今までは満州軍と
 いうものを満州に置いて日本が防衛し
 たしておりましたが、だんだん困つて
 きたので、満州事変を起して満州国を
 独立させて、日滿議定書というものを

作つてきた。この日満議定書は、おそらく重光さんも日本人が満州国を作つて、満州国の国防を担当するために東軍を置いていたのではないと思ひでしょう。私もではそう思つていた。あれは日本防衛の第一線であるために東軍をあすこに置いたので、決して満州国を守るためではない。ちやうど日米安保条約は昭和七年当時の日満議定書と相通するものがあると思う。むしろ内容から言つたら、日満議定書による日本と満州の立場よりも日米安保条

れが日本の利益でない」ということは言いません。日本の利益と合致するのであります。そこにおいて日米安保条約が出ておる、それで共同防衛の責任ということがここにできておるわけであります。そこでこれは両国の利益が完全に一致するからこういふものができておる。それが一致する間は保存しておかなければならぬ、また必要のある間は保存しておかなければならぬ。今日これの変更を具体的に考えるということはその時期ではないと私は申しました。早くそれを準備すべきで、これが国民の力となって出てくる、こう私は申し上げたのであります。

○諸ヶ久保委員　だいぶ今までの外務大臣の答弁とすると発展してきたと思ひます。その点は、すでに利益論が出てきただけ、私はやはり日米安全保障条約に対する政府のはっきりした態度保障が出たと思う。そこで先ほどの質問とも関連してくるのでありますが、私どもはどうしても納得のできぬことは、国防会議のことでもそうであります。し、防衛問題の点がそうであります。政府の答弁の中には、急迫不正の侵害といたつたような、まことにばく然とした抽象的な言葉が出てくる。にもかかわらず、私どもが何か質問すると、仮定の質問には答えられないとおっしゃる。これでは私は困るのであります。あなた方は自分たちが物事をする上には、いろいろな仮定や抽象論を進持ってきて、それで具体的なことを進めていらつしやる、これは重大であります。私どもが質問すると、抽象論や仮定の問題にはお答えできないとおっしゃる。今の外務大臣のお答えでも、太体わかります。わかりますけれども、

れが日本の利益でないということと言

います。日本は利益と合致するのであります。そこにおいて日米安保条約が出ておる、それで共同防衛の責任ということがここにできておるわけであります。そこでこれは両国の利益が完全一致するからこういうものができておる。それが一致する間は保存しておかなければならぬ、また必要のある間は保存しておかなければならぬ。今日これの変更を具体的に考えるということはその時期ではないと私は申しました。早くそれを準備すべきで、これが国民

の力となつて出てくる、こゝ私は申し上げたのであります。

○諸ヶ久保委員　だいぶ今までの外務大臣の答弁とすると発展してきたと思ひます。その点は、すでに利益論が出てきただけ、私はやはり日米安全保障条約に対する政府のはつきりした態度が出たと思ふ。そこで先ほどの質問とも関連してくるのでありますが、私どもはどうかして納得のできぬことは、国防会議のこともそうでありますし、防衛問題の点がそうであります。政府の答弁の中には、急迫不正の侵害といつたような、まことにばく然としたものがある。そこへ出てくる。

抽象的な言葉が出てくる。いふまでもなく、私どもが何か質問すると、仮定の質問には答えられないとおっしゃる。これでは私は困るのであります。あなた方は自分たちが物事をする上には、いろいろな仮定や抽象論を保持ってきて、それで具体的なことを進めていらつしやる、これは重大であります。私どもが質問すると、抽象論や仮定の問題にはお答えできないとおっしゃる。今の外務大臣のお答えでも、体わかります。わかりますけれども、

国民としては、この日米安保条約というものは、明治初年の不平等条約よりもっとひどいものだと思います。それはあなたから言わせれば、日本も利益を受けるというところをおっしゃる。けれども、私どもはそれは考えていない。これは利益どころか、えらい軍事基地がたくさんございまして、国民もこれは非常に困っておる。私どもは利益とは考えませんが、あなた方は利益と考えていらつしやる。こういうものは、やはり一日も早く改訂することは、外務大臣も御希望なすつていらつしやると思ふのです。ただ国力その他の関係で簡単にいかぬとおっしゃるけれども、これはきょうここで答えを得ることはむずかしいと思ひますから、なるだけ早い機会に政府としてはこれだけの国力になれば、あるいは防衛力の面からいへば、これだけの防衛力を持てば、日米安全保障条約の内容の改訂ができるという確信に到達していただくことが必要だと思ひます。われわれはいつまでも、そういうあなたの御答弁や政府責任者の御答弁では満足できませんから、きょうは私もこれ以上追求いたしません。従つて要望といたしまして、一つできるだけ早い機会に国民の前にそういった具体的なものを示して、これだけのものができれば、一応日米安全保障条約の廃棄は不可能であつても、内容の改訂はできるといふ、一つの確信ある具体的なものを示し願ひたい、こう思ふのであります。

○井手委員 閣下連してお尋ねをいたします。実は国防会議については、相当外務大臣は関連が深いので、いろいろお尋ねいたしたのであります。本日はいまだ西ヶ久保君の質問に關連いたしまして、一点だけお尋ねをいたします。

それはただいま外務大臣は安保条約の改訂について、改訂しなければならぬと考えておられるけれども、今はその時期ではないという御答弁でありました。そこでお尋ねいたしますが、時期ではないけれども、改訂の必要はお認めになつておられるのであります。どのようにお考えになつておられるか、どの辺をどういふふうにお改訂なさつた方がいとお考えになつておられるのか、その点をお尋ねいたします。

○重光国務大臣 私は今そういうことを申し上げたのは、一般的なことを申し上げてきました。安保条約によつて、日本の防衛を自身は米國との間の共同責任になつております。理想をいへば、日本がこゝろに単独責任でやるべきことだと思ひます。さうな意味において、どういふ階段になりますか、全般的にこれは日本の国力が進むとともに改訂すべきものだ、こゝろ思つておられることを申し上げたわけでありませう。

○井手委員 私が尋ねしておりますのは、時期ではないけれども、改訂しなければならぬ、こゝろ御答弁でございまして、それでどのよう改訂する必要があるのか、現在はこの

ように悪いから、こゝろいふにしたいというお考えがなくては、さういふお答えが出ないと思ひます。外務大臣としては直接その箇に當つておられますので、痛感されておることと思ひます。そこでどのように改訂する必要があるのか。ただいまおっしゃつたやうに、単独責任においてやるということになれば、廃棄ということも考えられるのであります。改訂ということであれば、また事は違ひわけでありませう。どのように改訂なさうとお考えになつておられるのか、それをお尋ねいたします。

○重光国務大臣 私はさういふわけでありませうから、一般的に考えておられる申し上げたのであります。これは必要がなくなつたら、廃止するののも一つのやり方でございますし、しかしその極端に言へば、改訂の一つの態様と言つても差しつかへはございません。それに行き道として、いろいろな方法も考へてしるべきものだと思います。しかし今第何条をどうしようという一般的な御議論ではございせんので、私は一般的にお答えをしておるわけでございます。

○井手委員 私は第何条をどのようにいふことまで詳しくお尋ねしてあるのではありません。改訂の必要があるとおっしゃいましたから、それでは全般的にどのような工合に改訂を希望なさつておられるかといふことを、概括的にお尋ねいたしておるのであります。

改訂のことについては、政府においても、あるいは自民党内においても、それぞれ意見があると思ひます。ただ改訂は何かしなければならぬだらうというよりなばく然たることではないはずであります。

す。大臣はせっかく改訂しなければならぬ必要をお認めになつておられますので、その理由を一つお聞かせいただきたい。

○重光国務大臣 私はそれでありませうから、概括的にお答えをしておるのでございませう。これは将来は日本の防衛責任というものは、日本が独立を完成する以上は、日本の負担が少くとも大部分を占めなければならぬ、こゝろ考へておられることをさつきから申し上げておるわけでありませう。

○井手委員 概括的に私はお尋ねしておるのであります。今の安保条約がどのように工合が悪いからどういふふう改訂をしたい、おそれなくその概括的なことは腹にあるだらうと思ふのです。何もなくして改訂の必要を認められるわけはないと思ふのです。安保条約の全体としてどういふふう日本に改めたいという希望なり意見はあるはずであります。

○重光国務大臣 でありますから概括的にお答えをしておるわけでありませう。それが概括的であります。それじゃ何かあなたはどういふ答えかを予期されておられるのでありますから、それをさつき言つて下さい。それならそれでまたお話しします。概括的と言われるから概括的にお答えしておるのであります。

○井手委員 予期したわけではございませう。何も他意があつて申し上げておるのではございませう。今改訂の必要があるとお認めになつておられますので、改訂しなくちゃならぬといふその工合の悪い点を御指摘願ひたい。またどのように改めたいとお考えになつておるか、その点をお示し願ひたいのであります。

○重光国務大臣 今申しました通りに、日本が自分の国防を自分で負担するよりも少しも持つていきたい、こゝろ意味でこれは改訂したい、こゝろ繰り返して申し上げるわけでありませう。今行政協定のごときは、これは条文についていへばいろいろまたありませう。しかしそれは今は議論の問題じゃないと思ひますから、私はお答えいたしませんし、また私も検討を要します。概括的にさういふ工合に私は考へるのであります。

○井手委員 それでは安保条約については日本の国力がある程度に達すれば廃棄してもよろしいとお考えでございませうか。

○重光国務大臣 それは程度にもあります。そのときに研究検討して、さうして情勢に適應した決断をすべきだと考へております。

○井手委員 そこで先刻お触れになりました行政協定についての改訂と申します。改訂と申しますか、この点についての外務大臣のお考えはいかがでございませうか。

○重光国務大臣 行政協定は、あれは安保条約の細目みたいなふうにしてできております。でありますからいろいろまた改訂すべき点が検討すればあろうかと思ひます。それはしかし今私にはどの点の点といふことをお答えする用意はございませう。

○井手委員 具体的にはお聞き申しませんが、すみやかに改訂した方がよいというふうにお考えになつておりますか。

○重光国務大臣 今申し上げた通り、日本が自分の国防を自分で負担するよりも少しも持つていきたい、こゝろ意味でこれは改訂したい、こゝろ繰り返して申し上げるわけでありませう。今行政協定のごときは、これは条文についていへばいろいろまたありませう。しかしそれは今は議論の問題じゃないと思ひますから、私はお答えいたしませんし、また私も検討を要します。概括的にさういふ工合に私は考へるのであります。

○井手委員 それでは安保条約については日本の国力がある程度に達すれば廃棄してもよろしいとお考えでございませうか。

○重光国務大臣 それは程度にもあります。そのときに研究検討して、さうして情勢に適應した決断をすべきだと考へております。

○井手委員 そこで先刻お触れになりました行政協定についての改訂と申します。改訂と申しますか、この点についての外務大臣のお考えはいかがでございませうか。

○重光国務大臣 行政協定は、あれは安保条約の細目みたいなふうにしてできております。でありますからいろいろまた改訂すべき点が検討すればあろうかと思ひます。それはしかし今私にはどの点の点といふことをお答えする用意はございませう。

○井手委員 具体的にはお聞き申しませんが、すみやかに改訂した方がよいというふうにお考えになつておりますか。

○重光国務大臣 今申し上げた通り、日本が自分の国防を自分で負担するよりも少しも持つていきたい、こゝろ意味でこれは改訂したい、こゝろ繰り返して申し上げるわけでありませう。今行政協定のごときは、これは条文についていへばいろいろまたありませう。しかしそれは今は議論の問題じゃないと思ひますから、私はお答えいたしませんし、また私も検討を要します。概括的にさういふ工合に私は考へるのであります。

○重光國務大臣 たびたび申し上げました通りに、その時期のくることを希望しますが、その時期はいつくるかわかりません。

○井手委員 おっしゃる時期というのはどういふ意味の時期でございましょうか。国力とか自衛力とかいろいろなことがございましてよろうけれども、どの点でございましょうか。

○重光國務大臣 これも繰り返して申し上げる通りに、日本の国において十分準備のできる時、すなわちその点は国力の点もございましてよろう。防衛力の点もございましてよろう。そういう意味でございまして。

○井手委員 これで終わりますが、安保条約の改訂について先日あなたの横にいらつしやる船田防衛庁長官は、憲法の制約があるからなかなかできないということを言われたのであります。これは速記録にはつきりしてあります。外務大臣その点はいかがでございましょうか。やはり現在の憲法の制約がある、憲法を改正してから改訂するといふお考えは外務大臣お持ちでございましょうか。

○重光國務大臣 私はその点はまだ防衛庁長官と十分打ち合せをいたしておりません。どういふ法理関係にあるかをよく検討いたしておりません。しかしながら憲法も占領中の憲法は幾多改訂しなければならぬことがございましてよろう。さういふことを進めていくことが一つの準備となることだと思ひます。

○井手委員 お打ち合せの必要もなかりうかと思ひます。外務大臣自身が直接當つておられる安保条約の問題について現在の憲法下に制約があるかどうか

か、その点だけ率直に御意見だけをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○重光國務大臣 憲法の制約と申しましても、それはどの点にどう制約の問題があるかといふことを、ポイントを伺わなければと返答がむづかしいと存じますが……

○井手委員 それでは参考までに、防衛庁長官はこのようにおっしゃいました。「安保条約の改訂といふことが彼我の間に全く同じ責任、義務を持つ、こゝういふことであります」と、現在の憲法の制約を受けておりますが自衛体制においては、なかなか問題が起ると存じます。ですからさういふ点を全く問題のないようにして、いわゆる双務的に協定を結ぶといふことです。やはり私は憲法改正といふよりなことが必要になつてくるのではないかと思ひますが、このように御答弁になつておる。従つて外務大臣はどのようにお考えになつておるか。その点をお尋ね申し上げます。

○重光國務大臣 重要なことでありますから、よく船田長官と協議をいたしまして私の意見をきめることにいたします。

○井手委員 それではこの点並びにその他の諸問題については後日あらためて外務大臣にお尋ねすることにいたします。

○山本委員長 外務大臣、どうぞ時間の都合でお歸り下さつてけつこうで。

○井手委員 主として船田長官にお尋ねをいたします。国防会議の事務局の構成については大体お聞きいたしました。先日石橋委員からも申しましたように、この法律案の重要な柱になつ

ております。そこでこの国防会議の構成に関する法律案の政令に関する要綱、あるいはさういふような要綱はすでに私はまとまつておるものと信じたいと存じます。

○船田國務大臣 国防会議の事務局につきましては大体のことは従来答弁申上げておるのであります。政令によつて規定しなければならぬのは各省から兼務で出します職員の関係、ことに幹事を置くといふようなことについてだけ政令に規定しなければならぬことと存じます。そのことにつきましては、これはまだ政令の案はできておりませんが、国防会議法案が通りますれば、これは直ちに手配のできることでございまして。

○井手委員 それでは現在のところ政令の要綱はできておらないわけでございますか。ここに提示されることは困難なわけでございますか。

○船田國務大臣 国防会議の幹事に関する政令につきましても大体の要綱はできております。一、国防会議に、幹事を置く。二、幹事は、関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。三、幹事は、国防会議の審議事項について、議長及び議員を補佐する。四、幹事は、非常勤とする。大体さういふような要綱で政令を作りたい、かように考えております。

○井手委員 何かそこにプリントにしたものがございせんか。政令に盛るべきものは幹事だけでございせんか。幹事だけでありまして、聞いただけではわかりにくいようでございますが、何かプリントにしたものがございましてお示しをいただきたいと存じます。

○船田國務大臣 これはプリントにしたものがあります。何も秘密にする必要がございせんから、差し上げます。

それから政令案として用意しなければならぬものはほかにはございせん。

○井手委員 どの法律案の審議を行う場合においても、政令の要綱については質問を予想して提示されることが多いのであります。特にこの法律案においては国防会議事務局の構成がきわめて重要であると私も考えております。そこですみやかにその政令案をこの席にお配り願ひたいと存じます。

○船田國務大臣 今の御要望はその通りにいたします。

○井手委員 ただいま政令案の要綱を拝見いたしました。私は読んだばかりでよく研究する余裕もございせんが、幹事といふのは大体どういふうな役目を持つものでしょうか。

○田中(衆)政府委員 一応私からお答え申し上げます。今回の国防会議の議員となる大臣を出してあります各省並びに直接間接に国防会議に関係があるものと認められるような各省の次官級の職員の方を幹事にいたしたいと考えております。

○井手委員 その幹事には官房長官か副長官がお入りになるのかどうか、また幹事の役目はどんなものであるか、その点もお示しいただきたいと思ひます。

○田中(衆)政府委員 内閣側からも幹事が入るものと考えております。

それからその職掌は、先ほどの政令案にございまして、議員たる大臣を補佐いたしまするし、また議員にあ

らざる関係大臣の国防会議に関する議事その他に關しまして、参加する場合におけるこれが補佐役といたしまして、また各省の連絡機関といたしまして、これらの次官級の方々が幹事として参加することになつております。

○井手委員 午前中石橋委員から尋ねておりましたが、昨年の事務局の構成よりも今度の構成はずっと大きくなつておるようでありまして、昇格したような格好でございまして、それはどういふ事情であるのか、その点を一つ長官の方からお願ひしたいと思ひます。

○船田國務大臣 御承知の通り、二十国会におきまして、その法律案が修正可決されますときの討論におきましても、大部分の方々がこれを御要望になつておられたのでありまして、午前中に総理大臣が答弁申し上げましたように、その衆議院の御議論を十分尊重いたしまして、今度さういふことにいたしましたわけでございます。

○井手委員 いや、その国会の多数か一部かの意見を取り入れてといふことはわかつておられますが、あなたの方で確信を持つて出された事務局の機構の拡大について、大きくなつたその役割の点をお尋ねいたしてゐるのであります。

○船田國務大臣 これは国防会議の議員は閣僚であります。しかしそこに事務局がつくといふことによりまして、国防会議の機能を十分に効果的に發揮することができると思ひますので、整備することにいたしましたわけでございます。

でございますか。そのうちどれくらい参事官になされてどういふ役目を持つてゐるのかお尋ねいたします。

○田中(榮)政府委員 参事官は、そのうち大体二名程度にいたしたいと思ひます。あとは事務官でございます。それから参事官の役目は主として事務官の上に立ちまゝして、分担いたしました事務を取りまとめるという役割をいたすのでございます。

○井手委員 事務局の機構は大体それでわかつて参りましたが、これから一つ性格についてお尋ねしたいと思ひます。この点については政府部内においても、防衛庁内部においても、自民党内においても、いろいろな意見があつたように承つておりますが、この拡大された事務局は国防の基本方針、長期防衛計画などを立案するところでございませうか、調整するところでございますか。

○船田国務大臣 事務局といたしましては、関係の大臣からいろいろ要望、原案があると思ひますが、それらのものを調整、取りまとめたをいたしまして、そして議長たる総理の決裁を経て議案を国防会議にかけ、そして国防会議で決定いたしました答申をまとめて、これを内閣の首班たる総理大臣に報告する、そういう事務的のことを事務局が担当する、こういうことになると思ひます。

○井手委員 国防会議自体の原案というものは事務局が作りになるはずだと思ひますが、その立案をやるのでございませうか。ただ防衛庁を初め各関係官庁から出て参つた資料をそのまま一緒にしてお出しになるものでございませうか。

○船田国務大臣 事務局でもちろん取りまとめたをいたしまして、議長たる総理の決裁によつてその議案が諮問される、こういうことになるわけでありませう。

○井手委員 長官から何回もお話があつたように、議長が決裁をするというものは、原案、いわゆる立案されたものを、これならば出してよろしいという決裁であると思ひますのでございませう。各省から集まつたものを、これがどこのもの、これがどこのものといつて、そのまま付せんをつけて出すものじゃないと思ひます。いわゆる基本方針あるいは長期防衛計画というものは、国防会議の事務局において原案をまとめて、それを議長の決裁を経てから諮問する、こういうふうになるのでございませうか。会議にかけるといふことでございませうか。

○船田国務大臣 もちろん事務局において調整をいたしまして、そして諮問案を作成し、議長たる総理の決裁を仰いで提出をする、こういうことになるのでございませう。

○井手委員 それではたとえば、防衛庁から持つてきた計画を大蔵省あるいは経済企画庁などの資料とにらみ合せて、国力に見合う防衛計画というものを事務局で立てになるわけでございますか。いわゆる防衛庁そのまゝの案ではなくして……

○船田国務大臣 それはもちろん諮問案が出まして、そしてそれを十分国防会議において討議をいたしまして、それをどういふふうに調整し、またまとめるかというところは、もちろん国防会議の議員が十分自由な立場で論議するわけでありませう。そのまゝ集まつたものを答弁する。これも総理大臣が申し出ておられますように、場合によつては多数の意見がございませう、あるいは少数の意見がございませう、大体はこういう結論が出たが、これについては少数の意見があるというふうなこともあり得ると思ひます。そういうふうなことを一切事務的にはからつて参るのが事務局の仕事である、こういうふうにて考えておられます。

○井手委員 それではどういふふうに理解してよろしいのでございませうか。防衛庁あるいは大蔵省その他から集まつた資料を事務局で調整して、長期防衛計画あるいは国防計画の大綱というものは、一応事務局で作つて、型もそのときそのときによつていろいろ違ふでございませうが、大体の筋としては案を作つて議長の決裁を経て、そして議事にかけるといふことになるわけでございますか。

○船田国務大臣 要求原案は、関係の省庁が出してくると思ひます。それをどういふ形で諮問をするかということ、は、もちろん事務局において調整をいたしまして、そのためにこそ先ほど田中副官房長官から申し上げたように、各省の幹事もそこに入つておるのでございませうから、事務局でそれらの点を調整いたし、そして諮問案を作りまして、議長たる総理の決裁を経て国防会議の諮問に付する、こういうことになると思ひます。

○井手委員 そうなると、大臣の補佐役として事務局に参加するいわゆる次官級の幹事と申しますか、その幹事は、国の長期防衛計画を内定する、内定するといふ言葉がまずいかもしれませうが、それを作る非常に重要な役目を持つておると考えるのでありませうが、さうでございませうか。

○田中(榮)政府委員 私からお答えいたしますが、事務局といたしましては、諮問された案に対する答申案を作成いたすわけでございます。その答申案を作成する場合におきまして、いろいろ財政的の見地あるいは産業的の見地等、いろいろな見地からこれを検討する必要があると思ひますが、その必要から関係の次官級の職員がこれに事務的に参画いたしまして、十分に綿密に検討いたしまして、その結果答申案を作成して、一応事務的な案を作成する。それを国防会議の議にかけ、そしてそれを総理大臣に答申する、こういう過程にならうかと考えます。

○井手委員 議長の決裁を経て会議にかけるといふことであれば、議長である総理が決裁する必要があるいろいろな書類を整備されねばならぬと思ひます。かけられるだけの相当のものをささなくちゃならぬ。そういう場合に、簡単に各省次官級の話し合いでまともなものかどうか、その点の見通しはいかがでございませうか。

○田中(榮)政府委員 これは話し合いではございませう、これらの次官級の者は幹事という一つの職務がございまして、幹事が幹事会を開きまして、その幹事会の席上におきまして、いろいろ資料を持ち寄つて検討いたしまして、これでよい、悪いという点を検討いたしまして、何回も審議いたしまして結果、これでよろしいという一つの結論を得まして、それを事務局案として各大臣の承認を得ました上で、国防会議の方に答申案として提出する、事務的に申すとさういふことにならう。

○井手委員 最初から答申案をかけるわけではないでございませう。最初はどうなりました。最初議にかけるときは、議長は決裁を経て会議にかけるときは、どんなふうにならうございませうか。一つの事務局案というものは幹事会で作り上げ、それを議長の決裁を経て会議にかけ、それそのようになるわけでございますか。答申案のうちに……

○田中(榮)政府委員 諮問案といたしましては、かけられる場合には、いろいろの場合があつたかと思ひます。たゞさういふ場合に法令の上で出ておられますような、長期防衛の基本方針あるいは防衛計画の大綱等といったような、具体的なものをかける場合もございませう。それからまた一定の問題を指示いたしまして、本問題について国防会議としての検討をしてもいいというふうな、総理大臣としての諮問案もあつたかと思ひます。かような場合におきまして、前者の場合におきまして、一応防衛計画の大綱案というものが、総理大臣の手元にその関係の省からくると思ひます。そこで総理大臣といたしましては、その直屬の国防会議の事務局に下げまして、国防会議の事務局といたしましては、さらにこれを諮問として議長たる総理大臣に提出をいたします。そしてその間に、もちろん事務局といたしましては、これを諮問案とする場合におきましても、いろいろ必要な資料をつけたら、あるいは所管の省とも十分緊密な連絡をつけて、そしてこれで諮問してよろしいというふうになつて、一応議長たる総理大臣のところへ提出いたしまして、それを諮問するかいなかを決定いたします。これでよろしい

というときに、さらに議長たる總理大臣がこれを国防會議に諮問をいたします。諮問いたされたならば、その案をさらに国防會議にかけまして、いろいろ検討願うわけでございますが、その検討願う過程におきまして、いろいろ資料も必要でありまして、またこれに關するいろいろな討議も必要でございます。その際に次官である幹事が補佐役として各大臣を補佐いたすわけでございます。そこで決定した場合におきましては、これを直ちに事務局において取りまとめて答申案としたすのであります。そして議長に提出いたしまして、議長がさらに、同一人でございますが總理大臣に提出する、こういうことになるわけであります。

○井手委員 ただいままでの御説明を聞いておりますと、關係閣僚あるいは幹事が中心でございまして、諮問すべき事項、答申などについて十分打ち合せをして、話し合いがまとまったところで諮問を出す、こういうふうな御説明でありました。そうなりますと、結論は早く出てしまつて国防會議でいろいろ論議される余地もなからうと思ふのでありますが、そのようにならざるを得ないわけですか。

○田中(榮)政府委員 答申案につきまして幹事会におきまして十分に検討いたしまして、その案ができたならば、もちろん内部的には幹事が關係の大臣と打ち合せをいたしまして、その了承を求めまして、その了承を求めたところでもとつた案を国防會議にかけまして、そうして国防會議としてこれを答申として決定して内閣總理大臣に提出する、こういう建前になっております。

○井手委員 当局の大体の考え方はわかりましたが、あらかじめ大臣の意思をくんで關係各省の幹事の方が折衝して案をまとめられるということになるわけですか。

○田中(榮)政府委員 もちろん幹事は補佐機關でありますから、やはり各省を代表した關係大臣と十分なる連絡をとりまして上で最後に案を提出する、こういうことに考えております。

○井手委員 形式的には、正式にはさうでございましょう。話し合いがまとまるためには、幹事が大臣の意思をくんで各省と折衝して案を作つて、そのときに国防會議の意思として大体きまるのであります。そうすれば国防會議においてはさういふいろいろな論議があらうとは思へないものであります。もちろんそれは各省を代表してのことでありまして、意見はありましようけれども、根本的な違いはなからうと思ひますし、また關係各省の次官が幹事となつて折衝されるのでありますから、国防會議においてはほかの人の意見を聞くというその重要性も非常に薄くなつてくると私は考えるのであります。そのようにならうと思ひます。

○田中(榮)政府委員 その諮問された案件によりましていろいろな性質が異なりまして、一がいにそのほかの人の意見を聞く必要はないとは私は断定したいと思ひわけでありまして、いろいろな広範な問題の中にはあらうかと思ひます。

○井手委員 ただいままでの御説明によりまして、幹事会というものが非常に重要性を持つておることはわかつたのであります。

そこで續いてお尋ねいたしますが、案によりまして、關係の國務大臣、統合幕僚會議議長その他の關係者を會議に出席させることができるというのであります。その他の關係者というものはどういふ者を予想されておるのであります。關係者というものは、さう広い意味の關係ではないでございましょう。税金の關係があるからといって、國民一人々々が關係者とはいえないのであります。先般大臣は民間人も含めるといふこととございましたが、法律はさうに広く解釈すべきものではないと思ひます。税金を納めてゐるから關係者だといふことはいえないと思ひます。やはりそこに国防という前提として重要な關係がなくては關係者とはいへないと思ひます。その辺の關係者の範圍はどういふ人を予想されておられますか。

○田中(榮)政府委員 やはりこれも付議せられた案件の内容によりましておのづから異なると思ひますが、やはり国防會議にかけられた案でございまして、国防の基本方針あるいは防衛計画の大綱その他国防の計画に關係があるような産業の調整といった問題が諮問されると思ひます。そういういたしますと、やはり一般の学識経験者、あるいは産業の場合におきましては相当有力なる産業界の方々の意見も聞くというふうにならうかと考えております。

○井手委員 それでは長官にお尋ねします。長官は元法制局長官として非常な權威のある人でございまして、長官の答弁を信用したいと思ひます。学識経験者というものは、これは先般寛宥法のとき、副官房長官はよく御存じで

しやうが、学識経験者といふことでいろいろ話ございましたが、私はその何人も納得できる法制的な解釈をこの際若干承わりたいと思ひます。

○船田國務大臣 關係者の中に民間人を含むかどうかといふことで答弁申し上げたのでございますが、もちろん關係者といふからには、關係のある者でなければならぬわけでございます。そこに列挙してありますように、關係のある國務大臣あるいは統合幕僚會議議長その他、さういふ意味におきまして、防衛計画、国防の基本方針あるいは防衛生産の調整をはかる上において、この諮問事項に關係のある公務員から、それはおのづからだれでもかかれでもいふので、無制限に呼び立てるということではございせん。もちろん關係の深い、そしてしかも意見を聞くに値する人を會議に呼び得るというところでございまして、呼ばなければならぬといふことではないのであります。その点は今質問者が御心配になるような点は私はなからうと思ひます。

○井手委員 この点は重要点でございまして、もう少しばかり聞かしていただきたいと思います。この關係者、これはただいまだいたひ具體的になつて参りましたが、防衛生産に關係の深い責任のある人、これはわかります。最後におつしたその他の民間人といふ意味が私はわからないのであります。あの人は少し考えを持つておるやうだ、経験もあるやうだといふやうなことで、この国防會議あるいは防衛

○井手委員 學識経験者といふことでいろいろ話ございましたが、私はその何人も納得できる法制的な解釈をこの際若干承わりたいと思ひます。

○船田國務大臣 關係者の中に民間人を含むかどうかといふことで答弁申し上げたのでございますが、もちろん關係者といふからには、關係のある者でなければならぬわけでございます。そこに列挙してありますように、關係のある國務大臣あるいは統合幕僚會議議長その他、さういふ意味におきまして、防衛計画、国防の基本方針あるいは防衛生産の調整をはかる上において、この諮問事項に關係のある公務員から、それはおのづからだれでもかかれでもいふので、無制限に呼び立てるということではございせん。もちろん關係の深い、そしてしかも意見を聞くに値する人を會議に呼び得るというところでございまして、呼ばなければならぬといふことではないのであります。その点は今質問者が御心配になるような点は私はなからうと思ひます。

ある、あるいはこういう列挙された重要問題についての関係者とは、私は言えないと思う。それでは具体的にお尋ねいたしますが、元職業軍人は、今は自衛隊でございまして全然関係ないはずでございしますが、そこはいかがでございしますか。

○船田国務大臣 かつて軍人であったというがために、特に関係があるとも考えませんが、しかし、さればといてそういう相当経験を持ったものを全然排斥するという必要もなからうと私は思います。必要があったらば呼んでその意見を聞くということも決して排斥すべきことじゃなからうと思ひます。しかし、特に旧軍人であるがゆえに関係のある人ということにはならぬと思ひます。

○井手委員 元軍人が国防会議、防衛庁などについての関係者だとは、私は言い切れないと思うのです。もし関係がなければ呼べないことになるわけですが、その点はいかがでございしますか。また敗戦の元職業軍人に聞かれることはおそくないと思ひのですけれども……

○船田国務大臣 これは先ほど来申し上げておりますように、その人の意見をこの諸問事項について聞くことが適当である、聞くに値する人である、こういう人の意見を聞くためにこの規定があるのであります、何でもかんでも関係があるからといって、呼び立てて意見を聞かなければならぬという意味じゃありません。

○井手委員 それは必要があつてお呼びになるのでしょうか。その点は私はかまわぬと思うのです。ただ私は、その他の関係者とはどの程度の範囲である

かということをはつきりこの際お示しを願ひたいと思ひます。民間人も含むというが、私は関係者ではないと思ひます。この列挙された重要項目について何人も理解できる関係者、防衛生産の連合会長と申しますか、そういった人は一応考えられますが、個人としては関係者ではないはずだと思ひますが、いかがでございしますか。

○船田国務大臣 これはたびたび同じことを申し上げるようで恐縮でございしますが、この第六条に特にこういう規定を設けましたのは、この前の第二十二国会におきまして、当時政府から御説明がありまして、国防というものは何れも防衛を担当して防衛庁だけの仕事じゃございせん。広く財政、経済、民生、あらゆる方面を勘案し、また特に外交問題をも十分考え、そして適当な案を立てなければならぬのでございしますから、従ひまして、その諸問事項に特に関係がある、しかもその人の意見を聞くことが国防会議の機能を發揮する上においてきわめて大切である、こういうときに聞き得るという規定になつておるわけでありまして、関係者の範囲をはつきりどこどこといつて具体的に線を引いてしまふということは、私はかえつてこの条文を殺すことになつてしまひやしないかと考えます。

○井手委員 意見を述べさせるということについて私はとかやく申しておるのではございせん。この字句についてははつきりさせておきたいから繰り返しお尋ねしておるのであります。その関係者といふのはおそく関係ある団体の代表者でなくてはならぬ。個人ではないと思ひますが、その点はいかがですか。

○船田国務大臣 多くの場合は、ただいま御指摘になりましたように、たとえば、防衛生産については防衛生産の協会があるいは何か民間の代表者の意見を聞くということになりまして、あるいは経済問題について、特に金融の問題等につきましては日本銀行總裁の意見を聞くというような場合もあると思ひます。多くの場合はそういう何か団体なりそれに類するものなものが代表者といふことになりまして、それが、しかし代表者でなければならぬと限る必要は私はないと思ひます。従つて、この条文の解釈から申しますれば、意見を聞くに値する人といふことで御了承を願ひたいと思ひます。

○井手委員 私は、その点はせつかくであります。が了承しかねるのであります。いやしくも国の機関に、必要があるからといつて、国防は国民のものだからといつて、たれでも呼ぶわけにはいかないと思ひます。広く民間人といふわけには参らないので、それぞれの立場にあればこそその意見が有力であり、信頼ができるはずのものであります。個人の意見であるならばどんなことも言えるでせう。その点についてはただいま法制局を呼んでおりますからあらためてお尋ねいたします。

次に、先刻の事務局の問題から進みましてお尋ねいたしますが、今予算の編成で一番重要なのは、防衛費をどの程度にきめるかといふことであることは長官も御存じであらうと思ひます。防衛を中心として関係各省が集まつて国防の大綱をきめる、あるいは長期防衛計画を立てて、少数の関係大臣が集まつてこゝろ重要な決定をいたして参ります。もちろん形式的には閣議決定でござ

いますけれども、国防会議で関係者が集まつてきまつたことを閣議でくつがえすことはなかなか困難でありまして、そうなつて参りますと、かつての五相会議のごとき、閣内のいわけのインナー・キャビネットと申しますか、そういうことになりまして、国会に対して連帯意思で責任を負うべき各大臣の中で、国防会議に参加しない人々の発言が非常に弱まると私は思ひます。閣議の価値が非常に下つてくると思ひます。防衛のきまり工合によつて民生の安定その他のものがきまつて、この段階におきまして、おそく将来はますますその重要性が増して参るのでございまして、あつては少いものを分け取りをするような予算の編成というやうなことを考えますと、この少数内閣制ともいへば国防会議は内閣制に大きな影響を与えると考えるのでございしますが、いかがでございしますか。長官の御所見を承りたいと存じます。

○船田国務大臣 ただいま御懸念のやうな点は、私は、結論的に申し上げればないと思ひます。ことに今日は、御承知の通り議院内閣制でございまして、衆議院における多数派が内閣を組織し、そして党と内閣といふものが全く一体化して政治の運営に當つておるのでありますから、従つて、少数の防衛関係の深い閣僚が国防会議を組織いたしまして、防衛問題について特に諮問を受け、それについて意見を述べるといふやうなことがありまして、それによつて閣議の価値を下げるものではないと存じます。むしろ今日は非常に問題がたかさんでございまして、閣議にかかる付議事項が非常に多い。そし

て事実上においては今もなお問題ごとくに関係の深い閣僚の間において話をいたしまして、そして意見の調整をしてから閣議にかけるといふのが普通のやり方でございしますが、防衛の問題のやうなきわめて大切で、しかも各省にわたる大きな問題でございしますから、それらについて一応閣僚の深い大臣の間において意見の調整をいたしまして、その後閣議にかけるといふことが実は実際問題として運営上その方が便宜だ、かように考えるのであります。国防会議ができたから内閣の權威を失墜するといふやうなことは全然考えられないと思ひます。

〔保科委員長代理退席、委員長着席〕

○井手委員 形式的にはおつしやる通りでございします。しかし実際は私はいふ違ふと思ひます。先般石橋委員の質問に対して長官は、ほかに外貨関係の閣僚審議会がある、だからこんなものがあつても差しつかえないといふ御答弁があつたのであります。それとこれとは非常に趣きが違ふと思ひます。今の予算で一番大きなウェイトを占めておりますのは防衛費であります。防衛費のきまり工合で民生関係の費用がきまつていく。その一番重要な防衛費が先にきまつておいて——もちろん形式的には閣議できまつたものだけれども、一応関係者できまつたものをくつがえすわけにはいかない。長期防衛計画を立てたものをくつがえすわけにはいかない。そうなつて参りますと、あとは残飯のふんどりと申しますか、私は非常に閣議の重要性と申しますか、価値が下つてくると思ひます。そうなつて参りますれば、国会に対して連

帯して責任を負つておる今の内閣制においては、この国防会議というものが私は大きな影響を及ぼしてゐると思ふのです。ほかの審議会その他とは違ふと思ふのですが、いかがでございますか、重ねてお尋ねをいたしたい。

○船田国務大臣 今御質問の中にありますような御懸念は、全く私はないと思ひます。防衛関係費も全予算の二三・六、七％といふことであり、国民総所得に對しても二％強といふ程度でございます。しかしこの防衛の問題は、今御指摘もありましたように、相当重要性を持つております。ことに現在の日本といふことは、防衛生産がまだ十分整つておらないのでありますから、そういう点を研究して参り、長期防衛計画を立てるというためには、関係の深い大臣の間において十分意見の調整をはかつて、しかる後に閣議の決定をするということが順序として、また政治の運営としてきわめて適當である、かように考えます。しかしさういふ手続をとることによりまして閣議の権威を失墜するといふこともなく、またインナー・キャビネットとしてそれが閣議を指導していく、従つて閣僚が連帯して国会に責任を負うという、この政治運営の基本を誤るという心配は私は毛頭ないと信じます。

○井手委員 長官のお説の通りでありますならば、国防についての下詔をして閣議できめていくという程度であるならば、わざわざ国防会議という機関を設ける必要はないと考へるのであります。私はこの国防会議というものはさうに案に考へられるような内容のものではないと思ひます。相當閣議

を拘束するものであると思ふ。それは意見も出て参りましょう。意見は出て参りましょうけれども、その意見に反對するものは罷免もできる。首長としての権限を持つておる総理は罷免もできるわけですから、一たん国防会議できまつたものは強行されるのであります。そうなつて参りますと、先刻来申し上げておるうちに、閣議の審議といふものは非常に重要性を低下してゐる。これは争えないことだと思ふ。もしお説の通りであるならば国防会議の必要はない。もし実質的に国防会議が重要性を持つておるとしたならば、閣議の質を低下していくといふことになりませんが、いかがでございますか。再三でございますが、重ねて御質問を申し上げます。

○船田国務大臣 防衛に關係する問題は、長期防衛計画を立てるにいたしたとしても、あるいは防衛生産の調整計画を立てるにいたしたとしても、これは相當重要なことでございます。しかもこれは相當専門的な知識を要し、またさういふ資料も必要になつてくることとてでございますから、従つて国防会議というものを設けて、そこで十分討議をいたしまして、しかる後大体意見のまとまりましたものを閣議にかけるといふことがきわめて必要である。ただ一防衛庁の仕事として防衛計画を立て、そしていきなり閣議にかけて議論するといふよりも、むしろこの国防会議において十分審議をいたしまして、広い見地、高い見識をもつて検討をいたしまして、適當なる答申を総理大臣にいたし、そして内閣の首班たる内閣総理大臣が閣議にこれを諮られる、再び閣議においてそれを十分検討

する、かういふことになることが政治の運営上きわめて大切であり、また必要である。しかしさういふことをやることによりまして内閣の責任制を左右するようなことは毛頭ないと思ひます。

これは少し余分なことを申し上げるようではあります。今御懸念になつておるのは、おそらく戦前の統帥権独立といふようなことを御心配になつておる。余りさういふ御質問があるのではないかと思ひますが、今日は官僚内閣でもなく、また統帥権の独立といふようなこともございせん。天皇主権といふようなこともないのであります。民主的に行われておる政治でございます。しかも議院内閣制でやつておるのでありますから、今質問者の御懸念になるような点は、私は毛頭起らない、かように考えます。

○井手委員 かつての戦前の場合には、非常時を推進するために五相會議などといふものが設けられた。今度は再軍備を増強するために国防會議が設けられる。私もその前途を非常に心配しておるのであります。ただいま長官は予算については十何パーセントとおつしやいましたが、義務経費にこの防衛費といふものが大きく食い込んでおることは御承知の通りであります。決してそのパーセントの数字は低いものでございせん。防衛費のいかに官も御存じであらうと思ひます。しかしこれ以上インナー・キャビネットについての質問をいたしますことは、議論にわたりますので、この程度でやめたいと存じます。私はどうもその辺の懸念が多いのであります。

次にお尋ねいたしますが、昨日お尋ねした続きになります。それは昨日私の質問に對して、防衛六カ年計画は国力に應じてやらなくちゃならぬが、アメリカの供与兵器によつて調整することができる、必ずしも予算の、あるいは経済五カ年計画通りにはいかない、供与兵器が多くなれば案になる、かういふ御答弁でございました。そこで尋ねいたしますが、防衛六カ年計画にアメリカから供与されると予定されておる兵器はどの程度のものか、いづれ入つておるのか、あるいは外

○船田国務大臣 防衛六カ年計画を実行したすにつきましては、これもたびたび申し上げたこととてでございます。が、初度調査に属します兵器類、ことに重火器類、それから艦船、飛行機等につきまして大部分を米軍の供与に待つといふものがございせん。しかしそれが具体的に、どれだけの供与を受けなければ防衛六カ年計画が達成されないかといふことにつきましては、今検討を始めておるところでございます。これはたびたび申し上げますように、年次計画及び最終年次における機種あるいは艦種の決定がまだできておりませんので、従つてこれが幾らの金になるか、また米軍に供与を仰ぐものは具体的にどれだけのものかであるかといふことは、まだはっきりした数字がわかつておりません。これは今後検討して参らなければならぬと思つております。

○井手委員 試案としてでき上つておる防衛六カ年計画には、アメリカの供与兵器も入つておるといふことでござい

ますが、その通りでございますか。

○船田国務大臣 先ほど申し上げましたように、初度調査に属します兵器類、艦船、兵器等について、相當大きなものを供与を受けるということをお願いいたしております。

○井手委員 相當大きなものを期待いたしておる、八千数百億円の所要経費の中の相當大きな部分が供与兵器の代価である。かういふようになって参りますが、それがどの程度のものであるか。私はあえて機種とかあるいは艦船の種類などを問ふといひたいしませんが、何割くらいのもので、何割くらいのものを向うから供与を受けるという計画があるか。それはなくてはならぬと思ふ。なくてはアメリカに對しての相談もできないと思ひます。またあなたの方でよく新聞で報道されておるように、予期通り入らないといふことは、計画あつてのことだと私は思ふのであります。年次計画は問ひません。さういふ詳細なことは問ひませんけれども、總体の何割くらいを供与に期待されておるか、その点をお示し願ひたいと思ひます。

○船田国務大臣 ただいま御指摘のありました八千数百億円のといふことにつきましても、その数字が確定しておるわけではございません。防衛庁の試案が金額に見積つた場合にどれだけのなるかといふことは全くきまつておりません。これは先ほど来申し上げておりますように、初度調査に属する兵器の相當部分をアメリカの供与に待つといふことになつておりますから、従つてその最終年次の目標を達成するのに、どれだけの金がかかるかといふこ

手を主体として日本の防衛六カ年計画の試案が立っておる、このように理解してよろしゅうございますか。

○船田国務大臣 初度調任に属します重火器類については、大部分をアメリカの供与に待つということと計画を立てて参りたいと思っております。

○井手委員 それではたまたま法制局からお見えになっておりますから、法制局の方にお尋ねをいたします。今審議されております国防会議の構成等に関する法律案の第六条に「議長は、必要があるとき、関係の国務大臣、統合幕僚会議議長その他の関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる」という条文があるのであります。この中に「その他」の関係者」ということは、国防会議の重要使命である国防計画の大綱、長期防衛計画、防衛生産、防衛出動など、国防の重要な問題についての関係者であるとは解釈をいたしておるのではありません。法制的に一つ御答弁を願いたいと思ひますが、従来、関係者とはやはりそこに機動的な有機的な関係がある者とか、そういうような代表者をさして関係者と解釈されておると私も今まで理解しておりましたが、この「関係者」とはどういうものでございましょうか。

○野木政府委員 実はこの国防会議の構成等に関する法律案につきましましては、その審議に關係いたしたのであります。その際の議論につきましましては、「その他の関係者」というものは、必ずしも今仰せになりましたようにある関係機関の長というように限定的には解しておりませんでした。要するに議長が、国防会議の議題になる、あるいは

そこで議される事項について何か意見を徴したいという場合に、その意見を徴するに足ると認められるような意味で関係を持つておるといふならば、広くこの「関係者」に含ませて解して差しつかえない、そういうような趣旨で考えておりました。

○井手委員 従来法制局では、「関係者」というのはどういふふうな解釈なされておるのですか。国民であれば関係者だ、何か意見を持つておれば関係者だ、片一方がその人は大事だと思ふからというので関係者だ、そういうのが「関係者」でしょうか。そういう場合は、学識経験とかいうような文字が私は今まで入つておつたと思ひます。関係者であるならば、やはりそこに常時関係を持つたもの、関係があるもの、そういう機関の代表者というように私は限定さるべきものだと思うのでございしますが、従来いかがでございしましたか。関係者といへばそう広いものではないはずですよ。

○野木政府委員 もともと「関係者」とありますから、一般国民といふのと違ひまして、何らかの限定があることはおっしゃる通りだと存じます。しかしこの「関係者」といふのは、おっしゃる通り何か機関や団体の長に限るといふようなことは出てこないのではないかと存じます。従ひまして、いいて何の関係があるかといへば、国防会議で議せられる議題なり何なり何らかの関係を持つておる者、そういう者であれば必ずしも団体の長でなくたってかまわないし、また役人でなくとも、民間の人でもかまわない、そういうことになるのではないかと存ずる次第であります。

○井手委員 「関係者」の者」といふのは、私はこの際個人はささぬものだとおもう。たとえば防衛生産について、防衛生産の業者の代表者、そういうたことであれば理解ができるのです。しかしあの人には意見を持つておるから、あの人とは職業軍人であつたから、というふうなことが、私は「関係者」には該当しないと思ひます。そういう個人、民間の個人は関係者ではないと思ひます。

○野木政府委員 実際問題として考えますと、団体の代表者という場合は関係者に入つてくることが多いと思ひますが、おっしゃる通りそのみに限るといふことも、この文字から申しますうものでもなければだめだといふような結論にはなつてこないのじやないかと存ずる次第であります。

○井手委員 それでは「関係者」といふのはどういふことで書いたのですか。従来の法制上から申しますならば、その他知識を持つておる者とか何か書くべきものではございませんか。関係者であるならば、何か常時何人も、あれは関係があるというふうな思われる。団体の人でなくては私にはならぬと思ひます。ある人が意見を持つておるとか、かつて職業軍人であつたからといつて私は関係者ではないと思ひますが、政府が法制上いふ関係者といふのはそんなに広く解釈すべきでしょうか。○山本委員長 政府委員に御注意申し上げます。関係者くらの問題で、さう何回も答弁しなければならぬようでは、まことに審議上困るから、立案せられた関係上、もつとはつきりお答へ願ひます。

○野木政府委員 国防会議で議しようとしてゐる議題に何らかの關係を持つておる人、必ずしも団体の代表者といふものに限らないと存ずる次第でございします。

○井手委員 それでははつきり聞いておきますが、法制上関係者といふのは、關係があると考えれば国民の中であれはだれでもいいといふように解釈してもいいのですか。政府の法律用語において関係者といふのは、關係があるといふことが認めれば、議題に關係がある、意見を持つておるからあれも關係がある、そういうものも關係者といふふうな全般的に解釈してよろしゅうございしますか。

○野木政府委員 この条文においてはそのように解釈して差しつかえないと存じます。

○井手委員 おかしいではございせんか。この条文については解釈していい、あの条文については解釈していい、ないといふことはできないと思ひます。關係者という用語には一定の基準がなくしてはならぬはずですよ。きちつとワクにはまるようなものではございませんでしやうけれども、關係者といふものはどの程度のものであるかといふ大きなワクはあるはずですよ。

○船田国務大臣 これは御相談ですが、私が先ほど答弁申し上げて——これは責任大臣として答弁申し上げておるのですから、それで一つ御了承を願つて、意見の違ふところはともやむを得ませんが、ここに關係者といふのは、この諸問する事項に關係のある者であつて、それは団体の長という場合が多いかもしれません。しかし個人を排斥するものではないといふことを

申し上げておるのであります。關係のある人であつて、しかも諸問するその人の意見を聞くに値する人、こゝういふ意味ですから、そこで御了承がいけると思ひますがいかがでございしますか、一つ責任大臣として……。

○井手委員 それではやはりこの關係者の中には元職業軍人は入らぬでございまいしやうか、いかがでございしますか。これはもとあるいは戦争に關係したことはあつたでしやうけれども、いかがでございしますか。

○船田国務大臣 これも先ほど申し上げましたように、元軍人であつたからといつて特に關係者だといふふうには考えません。しかしさればといつてかつての軍人は全然その人の意見を聞く必要なしといふふうには私は解釈いたしません。この諸問事項についてその人の意見を聞くことが適當であると議長が考えた場合には、旧軍人であつてと旧軍人ではなからうとその人の意見を聞くことは差しつかえないと考えます。

○井手委員 私は今の答弁に非常に不満でございしますが、せつかく長官からの御相談でございしますから、關係者のことについてはこの程度にとどめておきたいと思ひます。しかし一國の法制をあるがかり法制局として、そんなあいまいな解釈であつてはならぬと思ひます。いくら野党といへども、解釈については変らぬはずですよ。今回この条文においては、この關係者は民間人もいいのだといふことはできないはずだ。今まで私どもの浅い経験ではありますけれども、關係者といふことは、たとえば役所に参りましたも、關係者といふのは非常に窮屈に解釈されて許可も認可も

された。あれはこれについては意見を
持っているから、考えを持っているか
ら、必要があるからといって呼ぶわけ
にはいかぬはずだ。第九条の解釈と同
じであります。第九條の信念と基準
をもつてこういう用語を表してもいい
たいと思う。要すればあなたの方で修
正したり訂正してもらえばいいのです
が、これはあなたの方の良識に待つと
いたしまして、私は不満の意を表して
この関係者の問答については打ち切る
ことにいたしましたと存じます。

次に進みます。午前中鳩山総理よ
り、防衛出動については、国会が閉会
の場合といえどもなるべく臨時国会
を召集して決定してもらいたいとい
うきわめて重要な発言があったのであ
ります。これは侵略とかそれに類した危急
の場合でありましょう。その場合には事
後承諾ということもあるでありまし
うが、総理大臣のその解釈をもつてい
たしますならば、侵略のおそれがある
ときは、まだ時間的余裕があるはずで
あります。おそれがあるよりなときに
一々総理大臣の考え方で命令されては
たまらぬのであります。おそれがある
ときには臨時国会を召集するが、武力
行使が始まったときにはいたし方がな
いから後日国会の審議に待つというふ
りにするのでなければ、総理の意思を
尊重したとはいえないと思います。お
そらく船田さんもそういうお考えであ
ろうと思いますが、大事な点でありま
すから、このときには臨時国会を召集
して国会の議決を待つ、武力行使の場
合はやむを得ないから後日事後承諾を
得る、こういうふうに一つはつきり御
答弁をお願いしたいと思います。

○船田国務大臣 防衛出動ということ
はきわめて重大なことでございまし
て、これにつきましては、午前中に鳩
山総理大臣から答弁申し上げておりま
すように、国会の議決を経るというこ
とが原則でございまして、政府として
は、その原則に従って防衛出動の可否
を国会で審議を願ってしかる後に決定
する、こういうことにその原則をどこ
までも守るよう努めていきたいと思
っております。

○井手委員 その原則で参りますなら
ば、侵略のおそれがあるというときに
は、必ず臨時国会を召集して国会の議
決を待つというふうになさいますか。
そうでなければならぬと思ひますが、
武力行使の始まったときにはやむを得
ぬでしうけれども、おそれのあると
きには、総理の言明からいたしますな
らば、当然臨時国会が召集されなけれ
ばならぬと思ひますが、そのお考えで
ありますか。

○船田国務大臣 ただいま御質問のよ
うなことが普通であらうと思ひます。
政府としては、この七十六条の防衛出
動ということにつきましては、いやし
くも非難を受けるようなことのないよ
うに、また将来に悔を残すことのない
ようにして参らなければならぬと存
じますので、どこまでも原則に従つて
やるということでございます。総理
の午前中に答弁されたのも、その趣旨
において答弁されておるのでございま
す。

○井手委員 重ねてですが、大事な点
ですから……おそれのあるときには
当然原則に従つて臨時国会を召集して
議決を行なつてもらう、そういうこと
でございますか。その点は回りくどく

じやなくてはつきりお答え願ひたいの
ですが、おそれのあるときには、少々
の困難も排除して、臨時国会を召集す
る、そういうことでございしますか。

○船田国務大臣 どこまでもそれは原
則に従うように努めて参りたいと存じ
ます。

○井手委員 なかなか答弁がうまいか
ら……原則に従つていくということ
では例外があるわけでございます。そ
こで、なお明瞭ではございせん。こ
れが明瞭だなどとおっしゃるなら、こ
とだと思ひます。これは重大な問題でござ
いますから……おそれのあるときに
は必ず臨時国会を召集する、さように
解釈してよろしうございしますか。国
民も非常に関心を持っておりますが、
閉会中に総理大臣が一々命令する、た
まめたことじやない。あとで事後承諾
を受けるなどということは、戦いで
から、あとじゃどうにもなりません。
当然私は臨時国会を召集すべきだと思
うのですが、はつきり一つ、原則に
従つてなくて、原則でございしますか
ら、必ず召集しますというところをお
っしゃって下さい。

○船田国務大臣 これはいろいろな場
合も、具体的には起つてくるかもしれ
ませんが、政府といたしましてはど
こまでも原則に従つて、七十六条の乱に
流れることのないように努めて参りた
いと存じます。

○細田委員 閣下。あなたの言うの
は、今井手委員の言われた例外という
場合、できるだけ原則に従つていくと
いうのですが、例外はどういう場合な
んですか。あなたは、大事なことだか
らできるだけ原則に従つていくと言
うのだが、原則である限りは当然井手さ

んの言うように例外がある。その例外
はどういう場合が想像できるのか、そ
の点を一つ伺つておきたい。

○船田国務大臣 例外ということばき
わめてまねなところだと思ひますけれ
ども、いきなり急迫不正の侵略が行われ
た、こういう場合には例外になると思
ひます。しかし先ほど来申し上げてお
りますように、ただ単に侵略のおそれ
があると申ししましても、そのときの情
勢によつて、ただ政府がどうも心配
だからというより単なるものではない
から、ここにそれがあつたということ
は、どこまでもその急迫不正の侵略が
非常な脅威を持つ、そしてそれが客観
的事実として現われてきておる、こ
ういふ場合でございしますから、いか
なる場合におきましても、この七十六
条の原則に従つてやつていくというこ
とで御了承願ひたいと思ひます。

○細田委員 そうすると、たとえて言
うと、この前の朝鮮事変ですが、御承
知のように、満州が基地となつて、南
鮮の米軍が攻撃を受けていた。あなた
のいわゆる基地をたたくというのは、
あの場合においても想像ができるので
すが、ああいう場合、やはりあなたの
いわゆる客観的な脅威にさらされたとい
う事例に当てはまらぬと思ひます。確
かにあの場合は、客観的にいふと、何
回も何回も、おそれどころじやなく
て、すでに十分に危険にさらされて
おつたが、満州の基地をたたくとい
うことは、御承知のように、マッカー
サー司令官に対して結局許可がなかつ
たのですが、あなたのいわゆる客観的
に危険にさらされた状態というのはど
ういふことですか。たとえば今のよう
な場合はどういふことになるのです
か。

○船田国務大臣 ただいまおあげに
なつたことは、いわゆる海外出動の場
合を想定されておられるのじやないか
と考へますが、政府は海外派兵とかあ
るいは海外出動というものは絶対にや
らないという方針で今後進んで参りた
いと考へております。ただ先ほど、例
外はどういふ場合かと言われました。
これはきわめてまねな場合だと思ひま
すが、どうしても国会を召集するとい
えないと思ひます。そういう場合にお
きましては、これは例外としてただし
書きの適用を受けることになりました
うけれども、政府としてはあらゆる手
段を講じて、原則に従つて実行してい
く、こういう方針でいきたい。また総
理大臣が答弁されておられるのも、その趣
旨で答弁されておられるわけございま
す。

○愛田委員 閣下。今のあなたの御答
弁の中で、国会が現に召集されてお
る、しかし非常に急迫しておるので、
国会の会議にかけることができぬで、
直ちに行動を命ずるということがあり
得ますか。

○船田国務大臣 国会召集中に今のよ
うな事件が起るといたしますれば、も
ちろん国会の御審議を願うことになる
のは当然でございします。

○愛田委員 そうしますと、国会召集
中は、非常に緊迫してすぐ手を打たな
ければならぬ、国会の本会議を開くひ
まがない、その前にばつと撃ち込んで
きた、すぐばつと行く場合、そのとき
も国会に必ず相議するといふ確約をい
たしますか。

○船田国務大臣 政府としてはあらゆる
手段を講じて国会の御審議を願うと

い、その原則に従って防衛出動の問題は決定して参りたい、かように考える次第でございます。

○受田委員 そうしますと、七十六条のただし書きは、国会召集中の場合には適用しない。すなわち国会が開会されておる間は、ただし書きは適用しないということになりますか。

○船田国務大臣 それは侵略の様に、よって違ふと思ひます。しかし多くの場合においては、今受田委員のおっしゃる通り、国会開会中におきましては、その原則に従って国会の御審議を願つて、そうして防衛出動の事を決定する、こういうことになると思ひます。

○受田委員 あなたは先ほど国会が召集されておるときは、もちろん国会に相談して、いかに急迫の場合でも出動するんだと仰せられた。また今は、これには、国会の召集され、開会されておる場合でもお諮りしない場合があり得るような発言があったのですが、これは私はまだ解せないものであります。最初お答えになったのが正しいのか、しまいのまればある場合があるという方が正しいのか、どうですか。

○船田国務大臣 私は違つた意味で申し上げておるわけではございません。国会召集中には、今御指摘のように、国会に御審議を願うということになると思ひます。

○受田委員 必ずなるのですね。——今の御答弁であるならば、この規定を、「但し、特に緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで出動を命ずることが出来る。」これに（国会開会中は除く）、こうやれば筋が通るので

す。あなたの御説が正しければ……。そういうカッコに入れて入れることはどうですか。

○船田国務大臣 国会開会中に急迫不正の侵略が起つた、日本の区域に攻撃が加えられた、こういう場合においては、もちろん原則に従つて国会の御審議を願うことになると思ひます。またあらゆる手段を講じてそうしなければならぬと存じます。国会開会中において、手段を講じて国会が召集できないという場合に、その例外の適用があるのが普通だと思ひます。

○受田委員 そうしますと、この七十六条は、「自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることが出来る。」但し、国会閉会の場合において、特に緊急の必要がある場合、こうしておけば、あなたの御趣旨が満足できるのではないのですか。

○船田国務大臣 条文を今御指摘のように改める必要は私はないと存じます。また改めなくとも、政府の方針としては御心配になるような事態は起らないと思ひます。

○受田委員 はなはだしく危険を感じるのであります。あなたが今度国防会議をお作りにならうとする御趣旨は、国防会議で出動の可否をおきめになる、そうして総理が命令して出動させる、こういうことになるのですが、国会は開会中であらば当然召集できるのであるから、国防会議の構成員が集まる余裕があれば、直ちに電報でもそこへ集めてやればいいのですから、国会開会中においては国会の承認を得なくても出動できるなどという規定は、筋としては正しいか、あなたの主張はどうか。

（「自然休会ということもある」と呼ぶ者あり）休会は除いてもいいから、国会開会中の場合だけはどうか。

○船田国務大臣 今受田委員の御懸念になつておるようなことは政府としてはやらない。すなわち原則に従つて国会の御審議を願つて防衛出動をやる、この原則をどこまでも貫いていくように努めて参りたいと思ひます。

○井手委員 議事進行で一言。この防衛出動については非常に重要な問題でございます。この少數の委員をもつて審議するにはあまりにも重大である。すでに時間も相当経過いたしてありますので、委員長において適当にこの際おはからい下ることをお願いいたします。

○山本委員長 受田君の関連質問だけ承りましょう。

○受田委員 そこで私がここで非常に心配しているのは、内閣総理大臣が独断で防衛出動をなし得る規定がここにあることなのです。従つて国民もこれに非常に危険を感じておるのだから、少くともその危険が少しでも軽くなるためには、国会が開会されているときは必ず国会の承認を得て出動する。そして国会が開会されていないときは、きよう総理が言われたように、臨時国会を直ちに召集して出動する、こういうことがはつきりしておれば国民は安心すると思ひます。従つて、国会開会中における防衛出動は、必ず国会の承認を得て行ひ、とはつきり明文化させていただくことが筋が通ると思ひます。御所見はいかがでございますか。

○船田国務大臣 政府は先ほど来申し上げておる通りに、原則に従つてやる

ということをお願いしてあるのであります。しかし法文をいたしましては、七十六条の現行法文を變へる必要は私はないと思つております。

○受田委員 これもまたあつ十分討議をすることになるのでありますが、もう一つこれに関連して大事な問題は、国防会議の構成員の中で、第四条に五名ほどあげられておるのであります。が、総理大臣は事故がある、また内閣法第九条の国務大臣も重症のためにそこに出てこない、また重光さんは二つも事故があつた、総理も脳溢血のために倒れた、大蔵大臣も重症だとか、あるいは海外旅行中であるということになつて、ここにあげてある構成員がある一人一人というやうな場合が起つたときはどうなさいませうか。

○船田国務大臣 国務大臣が海外に旅行するとか事故があるとかいう場合には必ず代理が置かれるのでありまして、防衛庁長官だけが勝手に一人で防衛出動をきめるというやうな場合は全く起り得ません。

○受田委員 これはまた議論すれば切りがないのですけれども、その代理も事故が起るといふ場合が起るのです。たとえば国務大臣が自民党の党勢拡張のために全国に遊説に出ておつた、そして重大な事態になつても集まつてもらうことができぬという事態がやはり起るはずで、そういう場合のことを考へると、この国防会議は出席者が幾人いれば会議が開けるのか、そこが明文化されておりませんが、御所見を伺います。

○船田国務大臣 国防会議の議事規則というものは別に法文化されております。

せん。しかしこれは従来の会議の常識に従つて会議を開くのであります。また国防会議はあくまでも諮問機関でございますから、従つて最終の決定は閣議によつてきめられるということになり、また内閣総理大臣が内閣の首班として責任を負うということになるわけでございます。

○受田委員 これは非常に危険があると思ひます。結局国防会議を開こうとして、大臣が地方へ旅行してなかなか開けないというやうなことを考えた場合には、当然国会の開会されているときには国会に必ず諮つて出動させるということが可能だと思ひます。会議を開くほどの時間的余裕があるならば、国会議員は東京に居るのが当りません。ですから、電報一本で国防会議の構成員が集まるよりは、国会議員が集まる方が早いかもしれません。そういう場合に国防会議の答申がなければ内閣総理大臣の発動はされないものでしょう。そういうことがあるならば、国会議員の本会議召集をやつて、そこで諸君時間的な余裕は必ずあるのです。この点はきつめて明瞭なもので、国防会議構成員の召集と国会の本会議召集とが時間的にはほとんど違わないと思ひますのであります。今私たちが指摘したところをのみ込んで御考慮願うというのを、明日まで緊急閣議を開いてでもお願いいたしたいと思ひます。

それからもう一つ、七十六条の防衛出動は、これは外部の武力攻撃でありますから、当然行政協定二十四条の日本の協議事項の中へ入りはしませんか。

○船田国務大臣 これも午前中に御答弁申しましたように、日本の区域に攻撃を加えられたという場合には、日米協定によりまして、日米両国政府においていかなる共同措置を講ずるかというところについて協議をいたします。協議の結果、日本の自衛隊も出動するといふようなことになりましょう。その場合におきましては、もちろん憲法及び国内法規に従って自衛隊は行動する、こういうことになるわけでありま

す。

○受田委員 そうするときよう午前中に総理の言われた、日本自体において防衛出動を単独になし得るといふ場合はないのですか。

○船田国務大臣 これは理論的にはあり得ると思います。それは日米両国政府においていかなる措置を講ずるかというところを協議いたしますから、その協議の結果日本だけが自衛隊を動かすという場合もあり得ましょう。それは理論的に、法文の解釈上はあり得るわけでありま。しかし実際問題として、日本の区域に攻撃を加えられたという重大な場合におきましては、もちろん日本とアメリカの両国政府が共同して日本の防衛に当っておるのでありますから、その場合においては日本単独で行動するといふことはなからうと思

います。

○受田委員 あすもう一ぺん重ねて御考慮いただく種を御提供申し上げておきます。日米の協議の結果日本だけが出る場合も理論的にはあり得るといふことでありますから、そうした場合には、一度出動したが、第七十六条の三項の国会の承認が得られなかったという場合、そのときには「直ちに、自衛

隊の撤収を命じなければならない。」という書いてあります。そのときに日米が共同で防衛出動しているが、国会はそれに承認を与えなかったという場合、日米の約束によって国会自身はその撤収を命ずる、承認を与えないという自由が束縛されるかどうか、ここを一つお聞きしたい。

○船田国務大臣 どうも防衛出動といふものを、海外出動のようにお考えになつておられると思いますが、海外派兵あるいは海外出動といふことを考えておるのじやございせん。日本の区域に攻撃を加えられたときに、防衛出動をするといふだけのことでございまして、もしそれが急迫不正の攻撃を加えられて、そして国会の承認を経ずして出動したといふような場合に、あとになって国会がそれに不承認を与えた、こういう場合には、国会の意思に従う以外にないわけでございます。

○受田委員 私は、今海外出動のことを言っているのじやない。防衛出動のことを言っている。防衛出動を命ぜられた、そして国会が不承認をしたという場合に、国会そのものは、今日米の共同作戦で自衛隊が出動しておるのだから、アメリカによつてこれが束縛を受ける心配はないかといふことです。国会の不承認といふことが断固できる、そうしたら日米共同作戦はくずれはしませんか。

○船田国務大臣 行政協定二十四条によつて、両国政府が共同措置を講ずるといふことについて協議をいたしますが、その協議をするときには、もちろんわが自衛隊は、憲法及び国内法規によつて行動するといふことが前提になるわけでありま。ですからその場合

において、今御懸念のような点は私はなからうと思ひます。

○石橋(政)委員 この防衛出動に関しまして、ずっと質疑応答を聞いておりますと、いつも船田長官は、アメリカとの関係において、行政協定の二十四条に従つて事前に協議をする、協議をするから、いろいろ国内で問題になるよりなことではないんだ、事前に協議をしてやるからなんだといふように答弁されておられます。これはちよつと条文を讀み誤まつておられるのです。共同措置をとるといふことが先なんですよ。それであとで協議をするといふことになつておられるわけだ。これは当然でありま。さういふふうな不正の侵害があつたとか、武力の攻撃がなされる場合には、やはり先に共同措置をとるといふようなことにしておかな

くちや工合が悪いだらうと思ふ。行政協定もそのようになっておるのです。あなたは相談を先にやられるといふも答弁されておられますので、私はそのうち伺おうと思つておりました。が、たまたま閣下をさしてもらいますけれども、その点誤解のないようになつてお願ひしたいと思ひます。だから受田委員が指摘されたような事態も十分にあり得るわけだ。その点あなたの考え違ひじやございせんか。

○船田国務大臣 これは、私は何も強弁するわけでも何でもございせんが、行政協定の二十四条をお読み下されば、その点ははっきりするのではございせんか。「日本区域において敵対行為又は敵対行為の急迫した脅威が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府は、日本区域の防衛のため必要

な共同措置を執り、且つ、安全保障条約第一条の目的を遂行するため、直ちに協議しなければならぬ。」といふ共同措置をとるかといふことについて協議をするわけでございますから、その協議をするときには、もちろん日本の自衛隊はどうかといふにしろ、どういふ防衛措置を講ずるかといふことを相談をしてきめるわけでありま。

そのきめるときには、もちろん日本の自衛隊は憲法及び国内法規に従つて行動する、そして憲法の制約のあることを前提として協議をするのでござい

ます。従つて先ほど私が答弁したこと、何ら間違つてはおりないと思ひま

す。

○石橋(政)委員 強弁するのじやないとおっしゃいますけれども、それじゃ私の日本語とあなたの使われる日本語と違ふわけだ。日本区域の防衛のため必要な共同措置を執り、且つ、安全保障条約第一条の目的を遂行するため、直ちに協議しなければならぬ。」となつておる。協議の方が先だといふようにあなたは御解釈になるわけですが、これじゃ決して協議の方が先になつておりません。少くとも並列もしくは共同措置の方が先だといふ条文になつておられます。これは明らかにあなた強弁です。

ため必要な共同措置を執り、且つ、安全保障条約第一条の目的を遂行するため、」それらのことについて「直ちに協議しなければならぬ。」といふふうに讀むべきものなんです。それは法制局の方でお聞き下さつてもはつきりわかりま。

○石橋(政)委員 法制局にはあとで聞きます。あなたは強弁じやないと言われるから、私は強弁だと言つておられるわけだ。また質問をそらしておられるが、行政協定の解釈をするに當つて、結局英文の方が日本文の成文よりも優先するといふようにあなたは考へておられるのですか。

○船田国務大臣 英文と日本文と両方が成文になつておられます。

○石橋(政)委員 そうしますと、英文が優先するといふことにはならないわけです。成文は日英両語をもつてなされておるはず。われわれは日本人です。日本の國民で日本の国会議員です。少くとも日本語の方を中心に論議したいと思ふ。私はいつか言おうと思つておりましたが、あなたはきやうだけではございません。いつも、いかにも協議の方が先であつて、共同措置があつてあるかのごとく、この問題に關しては常に答弁されておる。速記録を讀まれたら、お気づきになるだらうと思ふ。ところが日本の成文ではさういふふうになつておらない。現に今あなたが讀まれた通りになつておるわけだ。少くとも先ほど申し上げたように、協議と共同措置は並列であるか、あるいは共同措置の方が先であるか、あることになると私は思ふ。また英米他國から武力攻撃でもあつた

よりな場合に、相談が先だというよう
なことは、ちょっと考えられないとい
うことも、理屈としては成り立つと思
う。だから私としては、少くともそ
う意味でこの条文はできているのか
と思つておつた。ところが大臣はいつ
も協議が先だと言つても、協議
が先のようにもなつておりません
よ。日本文では、これはあなたがこれ
を説かれても、この条文によつて協議
が先だというように解釈されるよう
な方は、少くとも日本語を知っている方
にはないと思いますが、どうでしょう
か。

○船田国務大臣 それは質問者と全く
解釈が別だと思ひます。この条文をお
読みになれば、「日本区域の防衛のた
め必要な共同措置を執り、且つ、安全
保障条約第一条の目的を遂行するた
め、」それについて「直ちに協議しな
ければならない。」こうなつてゐるので
ありまして、「執り」の下に句読点があり、
「且つ」の下に句読点があります。しか
しこれは別個の条項ではなくして、そ
のために「直ちに協議しなければなら
ない。」こういふふりにかかるとです。
これは、こういふ私の解釈しているこ
との方が正当な解釈でありまして、特
にあなたがそういふふうにお読みにな
るといふのが、かえつて間違つてゐる
のじゃないかと思ひます。

○石橋（政）委員 私は絶対に承服でき
ません。これは幾ら読んでみたつて、
あなたが言われるようには解釈できま
せん。その意味なら、何で
そんなややこしい日本語にするのだ
か。それは英文を翻訳したからだ
とおつしやるにしても、もう少しわかり
のいいように、そういう意味にとれる

ようにすべきである。協議をして、そ
の後共同措置をとるべきであるとい
う日本語もちゃんとある。なぜそ
ういう言葉を使ひませんか。少くとも「日本
区域の防衛のため必要な共同措置を執
り、」とあれば、もうすでにとれる。そ
して「且つ、」とくれば、その共同措置
をとると同時に、あるいはそれ以後に
というふうな解釈するのは、これは日
本語の常識ですよ。これは重要問題で
す。今になつてこつた問題がこ
大きく議論されるというのはおかし
い。くらゐのもので、私は慎重
にこの点の明快な結論を得たいと思
ひますが、今ここで続けるのじゃなしに
私たちの方としても対策を立てたいと
思ひますので、私の発言はこれで終
らしていただきたいと思ひます。

○要田委員 きよりは日暮れに迫つて
から非常に重大な問題が相次いで発生
したので、これはさらに私御検討
いたしたいとおかなければならぬ問題
を追加して、明日の委員会までに御検討
願つておきたいと思ひます。すなわち
今申し上げた七十六条の規定がある程
度、今申し上げたように国会尊重の方
向に改めること、それから今の接統
の前後の關係の問題、あわせてこの法
案そのものにおいて第五條で、議長及
び議員が非常勤としてあります。この
議長及び議員は、当然非常勤で勤務す
べきものであつて、国務大臣がやつて
おるのであつて、ほかの民間人が入つ
ておるわけではないのです。こつた
ことを別に摘記すべきほどのものでは
ない。民間人を入れてある場合におい
ては非常勤といふことも考えられるで
あらうが、国務大臣は当然本職の国務
大臣があるのであつて、国防会議の構

成員である場合には、常勤であるはず
がない。また六條の關係、国務大臣等
の出席の点、これも議長、議員だけに
秘密保持の原則が与えられておつて、
当然會議に出席して同じように、ただ
採決だけやらぬけれども、意見も十分
述べて秘密を十分知ることのできると
ころの關係、国務大臣、他の国務大臣と
か統合幕僚會議の議長とかその他の者
は全然第五條の秘密保持の義務がない
といふところがある、法文の上で一
つ問題になると思ひます。こつた
問題もあつて御研究願つて明日御回
答を願ひたい。そして私はさらに事務
局の問題は、あらためてお伺ひするこ
ととして、第十條に予定されている政
令が何であるかといふことも、あつた
非常に忙しい段階じゃないかと思ひま
すので、どんな資料を出してもらひ
たい。

それから今から資料要求をさしても
らうのでありますが、日本の兵器で日
本人のからだに合ふ兵器がたゞさん
あることは飛鳥田君がきのう言われた
通りであります。第一に日本の自衛
隊の隊員は身長はどのくらいを基準に
してあるか、アメリカはどのくらいの
身長になつてあるか、その差がどの
くらいあるか。それによつて小銃、戦
車、艦船その他あらゆるものの割り当
てられた兵器に対して、日本の兵隊がこ
れを利用する場合に、小銃であれば握
りぐあいとかあるいは大砲を撃つ場合
からいつたら照準をする場合の高さ、
一時背を伸ばすか、台を敷いてやるか
といふような問題、これはわれわれは
非常に憂慮しておる。このようなこ
とに対して心配がないといふことをは
きりあなた方が言われることができる

ならば、そういうものに対して身長
の差による兵器の利用に対する対策、そ
うした外国兵器を利用するについで
のそつたものを全部御提出をいただ
きたい。
もう一つは、昨日私が提議いたしま
した中古エンジン問題、この中古エ
ンジンの驚くべき高價買上げにつ
いて明日までにお願ひを申し上げたい
ことは、私昨日指摘しました海軍の艦
船課長に直接確かめた談話によれば、
これは新品である、それをただ部分品
を取りかえて中古にしたといふ、いわ
ゆる工作をした状態をわれわれは何
つておる。それからマリン・エンジン
のものが最初松原商店、三友産業ある
いは間組と転換をしていったときに、
払い下げをしたときの価格が何を基
にされたかといふ問題、それから購入
したときの価格は何を基準にしたか
といふ問題、これらは決算委員会です
に論議されると思ひますが、これは
決算委員会の論議がややくれと思
ひますので、こつた問題を十分用
意いただきまして、明日これらにつ
いて具体的に質問をさせていただきます
と思ひますので、それらの答弁をし
ていただく用意をお願いを申し上げ
ておきたい。

それからもう一つ、私たちは今防衛
庁のなしておられるところのいろいろ
な艦船その他の兵器の注文に対して非
常に疑惑があり、またその取扱ひに疑
義がはさまれておるといふことにお
いて、これをこの際一掃しておかない
と、国防會議法案といふものの通過を
させるのには、われわれとしては良心
的に納得できませんので、こつた問
題を少くともこの国会で十分話して、

これを通過せしめるといふあなたの方
の御意図も、われわれは検討されても
らいたいと思ひます。
従つて、今度は委員長ですが、委員
長におかれましては、こつた兵器そ
の他の取扱ひにおきまして、われわれ
がまだ十分検討をなし得ない武器があ
る。従つて何らかの機会に実地調査を
やらせていただいて、あつた防衛庁が
出されるであらう資料に基いて、日本
人に適當でない兵器の利用をして
おる日本としては、これはわれわれ国会
議員として十分検討ができるような機
会を与えていただくことをお願いし上
げ、この法案の審査に万遺憾なきを
期せられるよう御処置相なりたいこと
を要望し、委員長の答弁を要求して私
はきよりは質問を一応終りたいと思ひ
ます。

○山本委員長 委員長から船田国防大
臣にお願ひを申し上げておきます。先
ほどの御答弁と石橋委員の質問との間
に、まだ食い違ひがあるようでありま
す。この問題が明日また問題になるよ
うだと、こつた法文の解釈で長時間
審議の時間をつぶすことは、大へん迷
惑だと存じますから、大体委員長とし
ては了承しておりますけれども、日米
直ちに協議のあとでなければ、必要
な共同措置をとることはあり得ないとい
ふふうな解釈されているといふなら
ば、こつた法文に解釈する根拠と説
明の理由とを付して、明日この委員
会ではつきり、一言でわかるように御説
明を願へば、この問題が解決すると思
ひます。どうぞさきより一つ御了承願
ひたいと存じます。

○船田国務大臣 一言申し上げてお
きますが、この行政協定の審議につ

きま

きま

きま

きま

本日はこれにて散会いたします。
午後五時五十三分散会

しても、それから自衛隊法の七十六条につきましても、すでに国会でもって御審議を願って決定しておるわけであります。その解釈についてまた昔に返ってそのときの論議をここで何べんも蒸し返すということになりますと、それは、委員長の御心配のようなことがございます。それは一応解釈がそろきまっておるものについて、二度も三度も同じことを私答弁しないで済むようにお取り計らい願いたいと思います。

○受田委員 船田先生の今の御答弁の中で、七十六条も国会できまっておるのだと今仰せられたんですが、今回は国防会議の法律ができて、国防会議が新しくできるのです。従って国防会議の議を経なければ内閣総理大臣も出動を決定し得ないように、中間に一つの大きな機関ができたのです。その機関ができて、それに諮って総理がきめるということになった以上は、当然七十六条も国会に諮るといふことは、国防会議を招集するといふ余裕があるならば、国会を招集することもできるのですから、事態は変っておるのです。この点、昔と同じ事態ではないのですから、新しい事態に即応してこの法律改正の要が発生したとわれわれは確認しておるのです。その点も一つお含みを願いたい。

○山本委員長 速記をちょっととめて下さい。

〔速記中止〕

○山本委員長 速記を始めて下さい。
ただいま受田委員よりの御注文については、いずれ理事会で御相談を申し上げることにいたしますから、さよう御了承願います。

昭和三十一年四月三十日印刷

昭和三十一年五月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局